目黒区緑化都市宣言

みどりのまちをつくるちかい
思い出してほしい
わたしたちがみどりの中に　生まれ
育つたことを
青い空　木々のこもれ日　季節のささやき
よびかけてる　誰もみな　みどりの仲間だと

忘れないでほしい
木も草も　虫も鳥たちもともに暮らす
大切な家族
だから今　かけがえのない　母なる地球を
みんなで分けあつていこう

さあ　始めよう
ひと粒の小さな種をまくことから
大地に根をはり
すくすく枝をのばし
鳥たちがうたい
人びとがやすらぐ
一本の木の種

わたしたちの手で　わたしたちの心に
こどもたちに伝える
森をつくろう

（平成2年10月28日）

目黒区リサイクル推進都市宣言

多くの生命（いのち）が息づき
自然のめぐみを与えてくれる地球
その地球は今
わたしたち人間の営みによって
あえいでいます

限りある地球資源と
かけがえのない地球環境を
より豊かにして
未来へ手渡すために
本当に必要なものを
必要な量だけ使うくらし
資源を大切にするくらし
そうしたくらしを目黒区は広げていきます

ここに、環境と人間が調和したリサイクル型社会を、たがいに力を合わせて実現していく、リサイクル推進都市であることを宣言します。

（平成5年5月30日）

第４節 環境に配慮した安全で快適なまち

第１　自然環境の保全・創出

現況と課題

市街化された都市にあって、「みどり」や「水」は、安らぎと潤いのある街づくりには欠かせないものです。ここでいう「みどり」とは、単に植物の緑だけでなく、植物をはぐくむ土壌、野鳥・昆虫等の小動物、自然環境や空間をも含むものです。

目黒区では、樹林や水辺地・農地がほとんど宅地化され、貴重な自然環境が減少してしまいました。残された比較的大きな緑地は、駒場野公園や林試の森公園に残されているほかは、寺社や国立大学等の敷地内にあるのみとなっています。

区内の河川は、目黒川および呑川の一部を除いて下水道幹線として暗きょ※化され、水辺空間としての機能が失われています。碑文谷公園や清水池公園等の池に水辺環境がわずかに残されているのみです。

目黒川は、生活排水の流入等により水質が悪化していましたが、下水道の100%普及や城南河川清流復活事業により水質改善が進み、魚の遡上や野鳥の飛来が見られるようになりました。しかし、依然として悪臭や白濁化、ユスリカ※の大量発生等の問題が生じています。呑川も大半が暗きょ※化され、目黒川同様、城南河川清流復活事業により水質の改善が見られる一方、ユスリカ※の大量発生等の問題が生じています。

区全体の緑被率※をみると、平成15年度から平成16年度にかけて実施したみどりの実態調査では17.1%で、23区中9番目となっています。区は、緑被率※を高める一つの方法として屋上緑化の推進に取り組んでいますが、区内の屋上緑化率は0.4%にとどまっています。

区の目標である緑被率※20%の達成とヒートアイランド現象※の緩和のためには、民有地、公共施設の緑化の推進とともに、既存の樹木等の保全が重要な課題です。また、みどりを保全・創出するためには、みどりに対する区民の意識を高め、自主的な緑化活動を支援することも重要です。

※ ⇒ 用語解説

23 区の緑被率

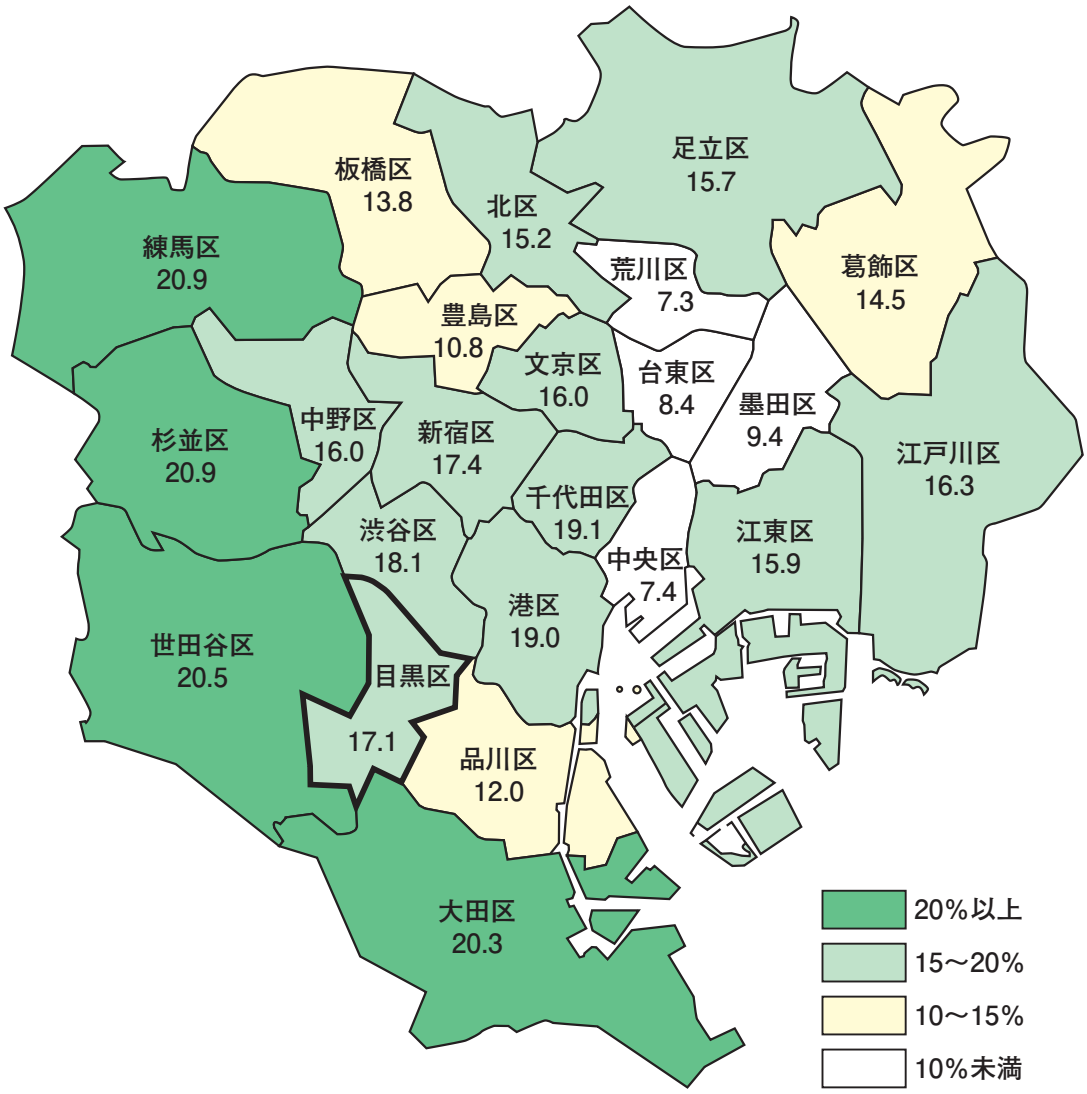

注：目黒区のみどり　―平成16(2004)年度緑の実態調査報告書―（平成16年11月発行）による。

施策の体系

1　自然環境の保全・創出

- （1）みどりの保全・創出の推進
- （2）河川環境改善の促進

10年後の目黒の姿

○ 身近なみどりや水辺環境が保全・整備されるとともに、自然環境が回復し、また新たに創出され、自然と共生し、ふれあうことのできる潤いのある街づくりが進んでいます。

※ ⇒ 用語解説

施策１　みどりの保全・創出の推進

○ 「みどり豊かなまちづくり」の基礎資料とするため、緑被率※、樹木等の分布、野鳥や昆虫類の実態のほか、自然環境の基礎調査を住民参加等により実施し、新たな施策に反映します。

○ 区民の参加意識を高めながら緑化事業を計画的に展開するため、みどりの基金や住民参加型公募債※等の創設を目指します。

○ みどりが多く現存する8か所の「目黒の森」をヒートアイランド現象※の緩和、都市景観の向上、防災対策等、みどりの様々な機能の拠点として位置づけ、５つのみどりの軸でネットワーク化を図ります。

○ 民有地の一定規模以上の開発行為等に対してみどりの保全と創出を義務付け、質の高い緑化を指導します。

○ 一定基準の樹木等を保存樹木等に指定し、維持・管理の助成によってみどりを保全します。

○ 公共施設の敷地および建築物については、民有地の模範となる緑化を推進します。

○ 民有地の緑化を促進するため、接道・屋上・壁面・ベランダの緑化に対する助成を充実します。

○ みどりに関する地域のコミュニケーションを活発にするため、自主的な活動を支援します。

○ 自然環境の保護や自然とふれあう体験ができる拠点を身近な公園等につくり、みどりに対する区民の意識を高めます。

○ 都市の緑とオープンスペース※を確保するため、区内に残る貴重な農地を生産緑地地区に指定し、適正な保全を図ります。

屋上緑化

施策２　河川環境改善の促進

○ 目黒川の浄化対策として、しゅんせつ※や清掃等を引き続き実施するとともに、合流式下水道の早期改善を流域区と連携して東京都に要望します。

○ 東京都および流域区と連携し、水質浄化に向けた新たな取組について検討を進めます。

○ 船入場の未整備部分については、目黒川総合環境整備事業の中で、周辺環境の変化に合わせた整備を進めます。

○ 呑川については、ユスリカ※対策としての清掃を流域区と連携して実施します。

※ ⇒ 用語解説

みどりの将来像

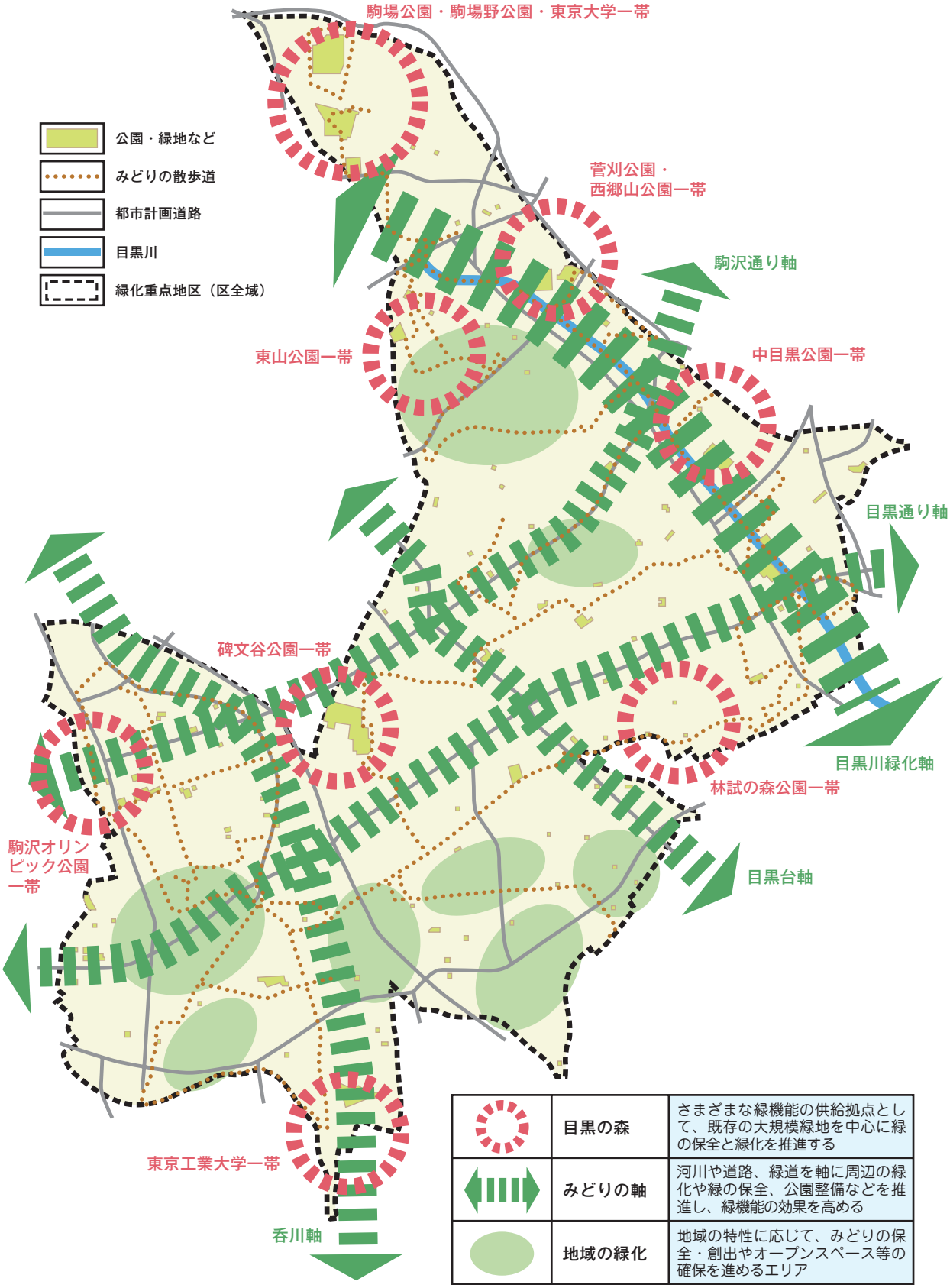

	目黒の森	さまざまな緑機能の供給拠点として、既存の大規模緑地を中心に緑の保全と緑化を推進する
	みどりの軸	河川や道路、緑道を軸に周辺の緑化や緑の保全、公園整備などを推進し、緑機能の効果を高める
	地域の緑化	地域の特性に応じて、みどりの保全・創出やオープンスペース等の確保を進めるエリア

第２　都市景観の形成

現況と課題

目黒区は、谷地や台地による起伏に富んだ地形、由緒ある寺社や坂道等の歴史的な資源、目黒川等の自然資源を有しており、住宅を中心とした市街地の割合も高く、「みどり豊かな良好な住宅地」というイメージが広く定着しています。

一方、住宅地の商業・業務地化や共同住宅の建設により、継承すべき景観資源や落ち着いた静かな街並みが徐々に変化してきています。

目黒区では、良好な景観形成に関する基本的な方針として、平成5年3月に「目黒区都市景観形成方針」を策定し、平成16年3月には「目黒区都市計画マスタープラン」を策定して景観行政を進めてきました。その後、景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、東京都が広域的な視点で都内全域を対象とした「東京都景観計画」を定めたことから、本区としても、より一層独自の景観行政を展開する必要があります。

個性的な街並みの形成と快適な日常生活が営める場の創出を図りながら、区民が愛着や誇りをもって住み続けたくなる魅力ある街を実現するためには、景観資源を尊重した総合的な景観形成を進めることが必要です。また、地域・自然・文化を背景に区民が主体的に街づくりに参加し、事業者や行政と連携して景観づくりに取り組むことも重要です。

景観形成の観点からは、公共施設は良好な景観を保つ大きな要素の一つであり、街並みや景観に配慮した修繕・改修が課題となっています。

代官山から目黒区全域を望む

施策の体系　２　都市景観の形成

具体的な施策は「第３　調和のとれた都市構造の実現」（P90）に記載

10年後の目黒の姿

○ 区民、事業者、行政の連携・協力によって自然環境や歴史的資源の保全が図られるとともに、地域の特性を活かした街並みづくりや、魅力あふれる都市景観の形成が進んでいます。

※ ⇒ 用語解説

第３　調和のとれた都市構造の実現

現況と課題

目黒区は、環状方向と放射状の幹線道路および鉄道を主な骨格とするコンパクトで成熟した市街地が形成されており、山手通り内側、環状7号線までの間、環状7号線の外側でそれぞれ地域特性が異なる3層の市街地となっています。

東京都の区部は、一つの区だけで都市構造を形成しているわけではなく、区民の活動の場も都心を含め広範囲にわたっていることから、各区が都市機能を分担していることを視野に入れて整備を進める必要があります。

区部の都市構造の特性を踏まえ、「目黒区都市計画マスタープラン」では、将来の都市構造として、主要な軸と拠点を位置づけ、整備を進めることとしています。

目黒区は、区全体面積の約73%が宅地で占められており、住宅を主体とする市街地が形成されています。一方でミニ開発※やマンション開発、商業地の高度利用が進み、住宅床、商業・業務床の増加や建物の中高層化がみられ、市街地の高密度化による住環境の悪化が懸念されています。

成熟した市街地が形成されている現状を踏まえると、都市機能を適正に維持・更新し、良好な市街地環境を形成するため、民間の土地利用に対し、計画的に規制・誘導を行うことが重要です。

土地利用の規制・誘導にあたっては、地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成を基本とし、ゆとりある市街地環境の形成、防災性の向上、住環境と産業機能の調和、都市機能の計画的な集積を図っていくことが必要です。

広域生活拠点の整備では、現在、大橋一丁目・中目黒駅・目黒駅・自由が丘駅の各周辺地区でそれぞれの地域にふさわしい街づくりを進めており、更に地域の意向や特性を踏まえて取り組むことが求められています。

地区生活拠点の整備では、地域の課題を把握し、街づくり機運を高めながらきめ細やかな整備を進める必要があります。

木造住宅密集地域整備事業や都市防災不燃化促進事業を展開している「目黒本町地区」および「目黒本町六丁目・原町地区」においては、老朽木造住宅が密集し、接道不良住宅も多く、消防活動困難区域も存在しています。そのため、地元意向を踏まえ、関係機関とも連携しながら道路、公園などの公共施設の基盤整備や共同建替等を推進し、地域の防災性の向上と住環境の整備を図ることが求められています。

区民の憩いやふれあいの場としての公園・緑地は、快適で潤いのある都市生活に欠かせない空間ですが、目黒区の区民一人あたりの公園面積は1.78㎡で23区中3番目の低さです。そのため、公園不足区域の解消、身近で利用しやすい公園の確保が必要になっています。公園面積を拡大するためには、国公有地の移転予定地を公園・緑地として整備することなどについて、財政面も含めて検討する必要があります。また、住宅密集地にあっては、防災機能も兼ね備えた広場・公園づくりが重要な課題です。

区立公園は、30～40年前に開園されたものが多く、老朽化しているとともに、公園の利用状況にも変化が見られます。公園の改良や利用の促進にあたっては、福祉のまちづくりに対応した計画的な改良、区民ニーズの多様化に応じた施設内容の見直し、周辺環境への配慮、住民活動への支援、住民参加を基本とした公園づくりが重要です。

※ ⇒ 用語解説

将来都市構造

駒場公園・駒場野公園・東京大学一帯
補助54号
補助26号
京王井の頭線
山手通り（環状6号）
（都市高速道路中央環状新宿線）
駒場東大前駅
神泉駅
渋谷駅
淡島通り（補助52号）
東急田園都市線
目黒川軸
（主要軸）
菅刈公園・
西郷山公園一帯
池尻大橋駅
玉川通り
（放射4号）
旧山手通り
（補助25号）
目黒川
代官山駅
補助５号
JR山手線
恵比寿駅
中目黒公園一帯
補助
311
号
東山公園一帯
野沢通り（補助50号）
中目黒駅
東急東横線
北部地区
中央地区
東部地区
南部地区
西部地区
地区特性に応じた街づくり
目黒台軸
（補助軸）
祐天寺駅
山手通り（環状6号）
（都市高速道路中央環状新宿線）
補助19号
補助18号
呑川軸
（補助軸）
補助209号
駒沢通り（補助49号）
目黒駅
駒沢通り軸
（補助軸）
目黒通り（放射３号）
補助50号
環状７号
学芸大学駅
不動前駅
補助26号
林試の森公園一帯
碑文谷公園一帯
駒沢オリンピック公園一帯
目田通り
武蔵小山駅
補助47号
目黒通り軸
（補助軸）
都立大学駅
環状７号
補助30号
西小山駅
補助127号
補助46号
補助48号
洗足駅
東急目黒線
自由が丘駅
緑が丘駅
補助207号
大岡山駅
東急大井町線
補助208号
東京工業大学一帯
0
500
1000m
N
凡　例
都市活動軸：幹線道路
都市活動軸：鉄道
みどりの軸：主要軸
みどりの軸：補助軸
広域生活拠点
生活創造軸
地区生活拠点
みどりの拠点

施策の体系　３　調和のとれた都市構造の実現

- （1）良好な都市景観形成の推進
- （2）計画的な土地利用の促進
- （3）地域特性に応じた市街地整備の促進
- （4）広域生活拠点整備による街づくりの推進
- （5）地区生活拠点整備による街づくりの推進
- （6）木造住宅密集地域を中心とする防災まちづくりの推進
- （7）公園等の整備・改良と利用促進

10年後の目黒の姿

○ 地域の特性に応じた適切な土地利用が行われ、良好な住環境の保全・形成が進み、より安全で快適に住み続けられる街になっています。

○ 居住者、在勤者、子ども、高齢者、障害者など、だれにとっても魅力的で安全かつ快適な都市機能、都市基盤の整備が進み、区民の様々な都市活動が支えられています。

施策１　良好な都市景観形成の推進

○ 良好な都市景観の形成にあたっては、景観阻害要因の解消、より良い景観の創出、景観の保全など、それぞれの段階に応じた取組を推進します。

○ 豊かな自然環境や歴史とふれあえる街づくり、身近な生活空間の魅力の向上、地域の特徴を活かした街並みづくり、楽しく歩ける街づくり、イメージしやすく分りやすい街づくりを基本的な考え方として景観の形成を推進します。

○ 公共施設の整備にあたっては、施設の特性や立地、敷地周辺の様々な要素、緑化や建築物の配置・高さ・形態・色彩・外壁の素材等を十分考慮し、地域の環境改善に寄与するよう努めます。また、大規模な施設の整備については、オープンスペース※の確保に努めます。

めぐろ区民キャンパスのオープンスペース

※ ⇒ 用語解説

施策２　計画的な土地利用の促進

○ 地域特性を活かした住民主体の街づくりや、都市構造・立地特性に応じた特徴ある街づくりを進め、快適で暮らしやすい市街地環境を形成します。

○ 低中層の住宅を中心とした街並みや住環境を維持するとともに、暮らしの中でゆとりを感じ、子どもも大人も余暇を楽しく過ごせる都市空間づくりを目指します。

○ 定住人口と人口構成のバランスを確保するために、住み続けられる住環境づくりを誘導します。

○ 住宅系と商業系の土地利用の共存、住環境と共存できる工場の操業環境の維持などを図るとともに、区民の生活に根ざした地域密着型の産業の育成・振興を図ります。

施策３　地域特性に応じた市街地整備の促進

○ 比較的都市基盤が整い、既に良好な住環境が形成されている区域は、建物の高さ制限や敷地細分化の抑制、通過交通対策により、良好な住環境の保全を目指して街づくりを進めます。

○ 住居系土地利用を主体としながらも、幅員の狭い道路や建物の密集への取組が求められる区域は、生活道路網の整備、建物の不燃化の誘導などにより、良好な住環境の形成を目指して街づくりを推進します。

○ 商業・業務施設、工業施設、文教施設が多く立地する区域については、住居系用途と非住居系用途の共存による住環境の保全・形成、生活道路網の整備などにより、多様な都市機能が集積する複合市街地の形成を目指して街づくりを進めます。

○ 都市計画道路※や鉄道周辺の区域は、沿道・沿線を含めた道路整備や鉄道立体交差化※を契機に一体的な街づくりを推進します。

施策４　広域生活拠点整備による街づくりの推進

○ 大橋一丁目周辺は、「大橋一丁目周辺地区整備計画」等に基づき首都高速大橋ジャンクション建設および東京都施行の再開発事業に伴う整備計画事業を進めていくとともに、にぎわいと活力にあふれる街を目指した自主的な街づくり活動を支援します。

○ 中目黒駅周辺は、「中目黒駅周辺地区整備構想」等に基づき進めている上目黒一丁目地区市街地再開発事業のほか、東京メトロ副都心線と東急東横線の相互乗入や上目黒一丁目旧国鉄清算事業団宿舎跡地整備等の開発動向などを踏まえて整備構想を改定し、引き続き街づくりに取り組みます。

○ 自由が丘駅周辺は、「自由が丘地区都市再生整備計画」等に基づき駅前広場や駅周辺の道路改善を進めるとともに、自由が丘らしさを活かした街づくりを推進します。

○ 目黒駅周辺は、整備構想の策定をはじめとして、商業・業務集積地、住宅地等地域特性を活かした街づくりを推進します。

※ ⇒ 用語解説

大橋ジャンクション（完成予想図）

上目黒一丁目地区市街地再開発事業（完成予想図）

施策５　地区生活拠点整備による街づくりの推進

○ 地元住民や商店街等地域と連携しながら、電線類の地中化など良好な景観の街並みを目指して街づくりを推進します。

○ 駐輪場の設置やユニバーサルデザイン※をとり入れた街づくりなどにより、高齢者・障害者をはじめだれもが安全・安心・快適に移動できる空間を整備します。

○ 活気にあふれる街、人が集う魅力的な街を目指して、地域生活を支える商店街の整備を進めます。

○ 良好な住環境を保全・整備し、安心して暮らすことのできる街づくりを進めます。

○ 地域特性や区民の意向を反映した街づくり構想を策定し、きめ細やかな街づくりを進めます。

施策６　木造住宅密集地域を中心とする防災まちづくりの推進

○ 延焼遮断帯※の形成を目指す都市計画道路※整備事業においては、各関係機関と連携した「沿道まちづくり」を展開します。

○ 道路・公園をはじめとする公共施設の整備および民間建物の不燃化促進などを重点的に進め、防災性と住環境の向上を図ります。

○ 補助46号線の事業化や補助30号線の整備、東急目黒線の地下化などの状況に応じて、地元住民の街づくり協議会等の意向を踏まえつつ、街の将来像の実現に向けて西小山駅周辺一帯の街づくりに取り組みます。

西小山駅周辺

延焼遮断帯のイメージ

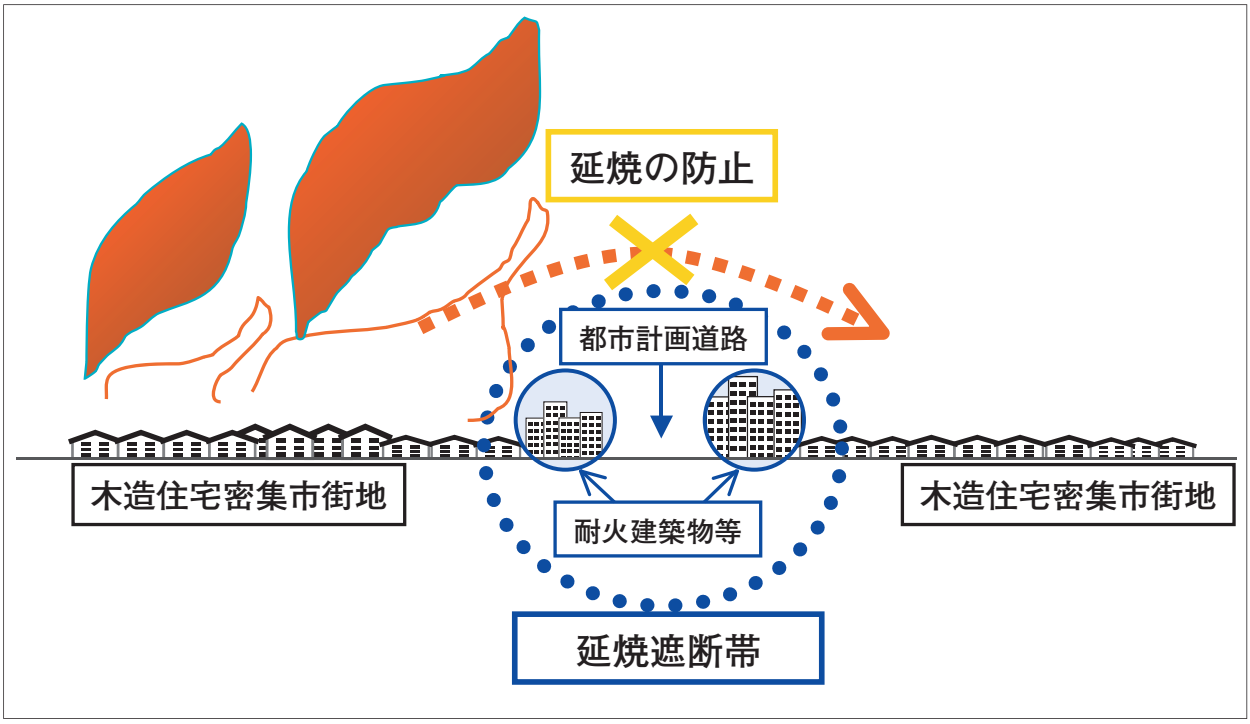

※ ⇒ 用語解説

施策７　公園等の整備・改良と利用促進

○ 立体都市公園や借地公園等新たな事業制度を活用した公園緑地の確保・整備を検討するとともに、都市整備事業と連携した新たな公園緑地を確保・整備します。

○ 公園等を適正に配置するため、全区（標準規模4ha）、地区（標準規模1ha）、住区（標準規模300㎡）単位に公園を整備し、公園不足地域の解消を進めます。

○ 身近で親しみやすい公園施設とするため、住民参加を基本とした公園づくりを推進します。

○ 利活用の多様化に伴う施設見直しを含め、老朽化した公園・緑地を計画的に改良するとともに、だれもが安心して安全に利活用できる施設とするため、バリアフリー※化を進めます。

○ 遊具を含む公園等施設の維持・管理を強化します。また、公園の特色に応じた適正な点検・整備を行うため、長期的・計画的に維持・管理を行います。

○ 公園等の整備・改良にあたっては住民参加を基本とし、区民自らの管理運営を支援します。

○ みどりのボランティアを支援するための事業や講座等を行います。

○ みどりの散歩道のコースは、身近な街歩きや健康づくり、区民のレクリエーションなどの観点から、快適性を高めます。

公園面積と区民１人当たりの公園面積の推移

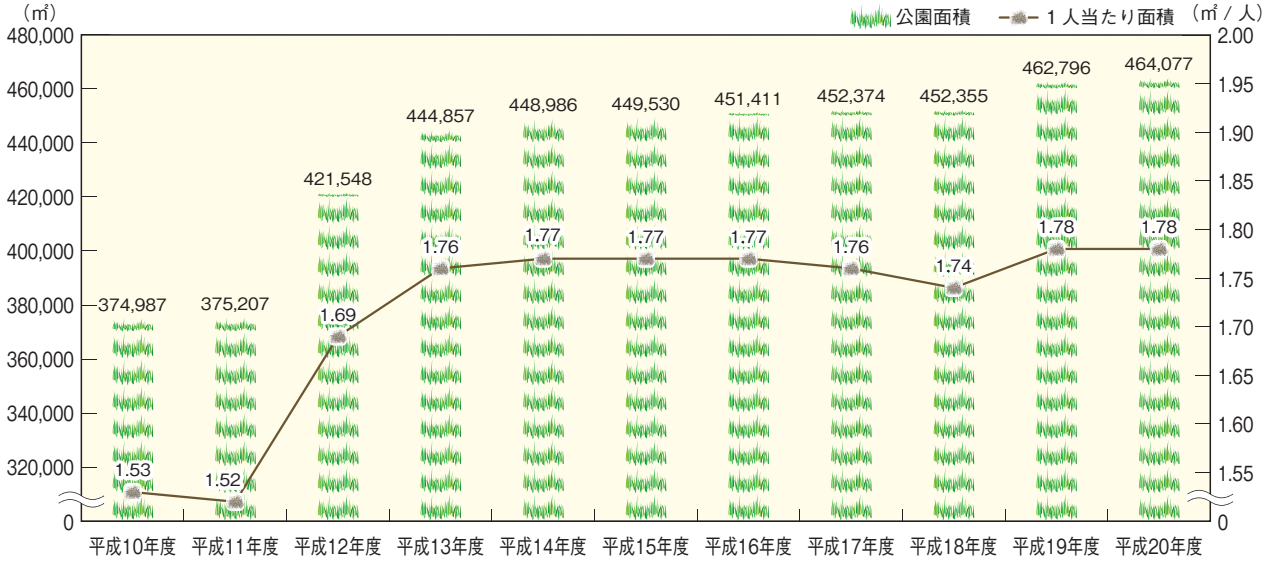

※ ⇒ 用語解説

23区の1人当たり公園面積

（㎡/人）　（平成21年4月1日現在）

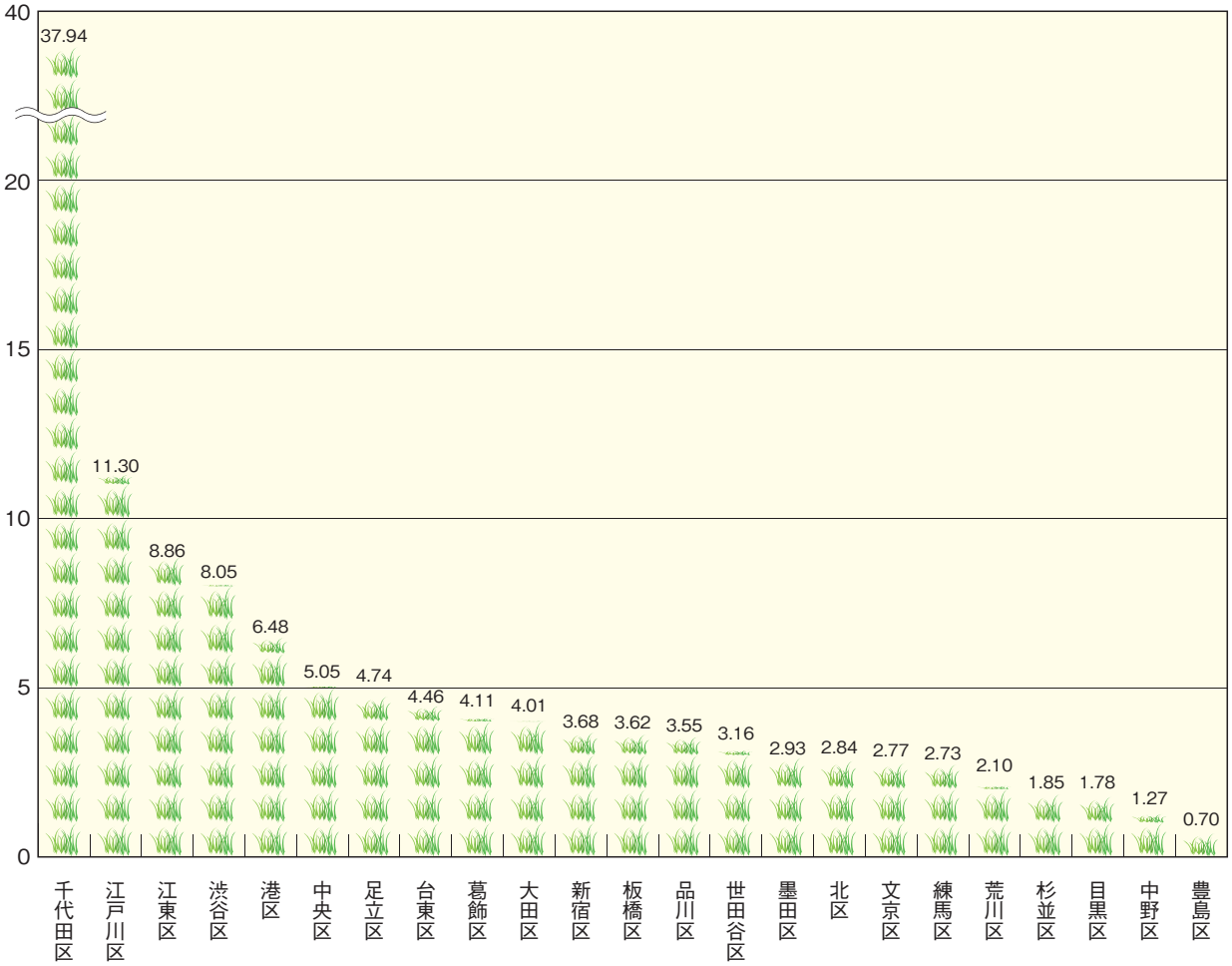

資料：東京都建設局「公園調書」

※ ⇒ 用語解説

第４　道路・交通体系の整備

現況と課題

道路や鉄道、バスは、都市における人々の生活や様々な活動を支える重要な役割を担っています。特に道路は、自動車や歩行者等の多様な交通需要に対応する交通空間であるとともに、地域の生活環境や都市景観を形成する骨格となるものです。

幹線道路では、交通渋滞、排出ガスや騒音、違法駐車等の交通問題が発生しています。また、生活道路でも、幹線道路の渋滞を避けた自動車が入り込み、交通事故や騒音、違法駐車等の問題が発生しています。違法駐車は、緊急車両や歩行者の円滑な通行の妨げになっており、交通事故の原因となる場合もあります。

目黒区内の交通事故死傷者数をみると、平成17年から減少傾向にありますが、平成20年の区内死傷者数は1,478人で依然として高水準にあります。平成20年6月の道路交通法改正に基づき、歩行者や自転車が安全・安心に通行できる道路環境の整備など交通事故防止等の対策を更に講ずることが求められています。

道路については、広域的な交通を担う都市計画道路※と身近な交通を担う生活道路網の整備を進め、だれもが安全・安心に通行できるように整備する必要があります。また、「防災まちづくり」を推進し、災害時の円滑な救護・消防活動に資する整備を行うことや、電線類の地中化、ヒートアイランド対策、環境配慮型道路施設の整備も課題となっています。さらに、地方分権※一括法の施行により国から順次譲与された水路敷や認定外道路についても、地域の生活環境や都市景観を形成する重要な空間であることから、効果的で適正な管理と計画的な整備を進めることが求められています。

例年の世論調査では、放置自転車対策が「優先して行ってほしい施策」の上位に位置づけられています。区内および隣接地には鉄道駅が13駅あり、各駅周辺に設けた自転車等放置禁止区域には毎日約2,200台の自転車等が放置されています（平成20年調査）。区では、駐輪場の整備や自転車の撤去を行っていますが、いまだに放置自転車等が駅周辺の道路を終日ふさいでいます。緊急車両の通行を困難にし、区民の生命にもかかわる問題となっています。放置自転車問題は、快適な買い物空間の整備、街路景観の形成、道路環境の整備とも密接に関連しており、引き続き道路・交通の課題としての取組が求められています。

道路・交通体系の整備に関連しては、公共交通の整備も大きな課題です。公共交通機関は鉄道路線が放射状に整備され、バス路線網は放射方向が比較的充実していますが、環状方向のネットワークは十分ではありません。

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が日常の活動を円滑に行うことができるようにするためには、歩行者空間のバリアフリー※化を進めるとともに、鉄道駅間を結ぶバス等の公共交通ネットワークの充実、バス運行の円滑化や路線の再編成、鉄道立体交差化※などを推進する必要があります。

※ ⇒ 用語解説

施策の体系　4　道路・交通体系の整備

- （1）道路環境の整備
- （2）交通安全対策の推進
- （3）放置自転車対策の推進
- （4）公共交通の整備

10年後の目黒の姿

○ 都市交通の安全性・機能性が向上し、住環境に配慮した都市交通体系が整備されているとともに、公共交通のネットワークが充実するなど、交通の利便性が向上し、生活空間が拡大しています。

○ 交通安全対策および放置自転車対策の結果、歩行者・自転車環境が改善・整備され、生活者にとってより安全で快適な道路の体系的整備が進んでいます。

施策１　道路環境の整備

○ だれもが安全・安心・快適に暮らすことができる街を目指し、歩行者優先を基本とした「歩いて暮らせる街づくり」を推進します。

○ 安全･安心･快適に通行できる歩行者空間の確保･充実を目指し、歩道と車道の分離、沿道建築物のセットバック※による歩行者空間の拡充などを総合的に進めます。

○ 公共交通機関や公共施設が利用しやすくし、だれもが円滑に移動できる街を実現するため、鉄道駅を中心とした歩行者空間のバリアフリー※化を進めます。

○ 都市活動の利便性・安全性の向上のため、道路網を段階的に構成し、体系的に道路を整備します。

○ 交通渋滞や生活道路への通過交通の流入に対応するため、都市計画道路※を整備し、区内全体としての都市計画道路※網を東京都と連携を図りながら構築します。

○ 歩いて暮らせる街づくり、安全で快適な生活都市基盤の形成に向けて、生活道路網を整備します。

○ 歩行者・車の円滑な通行、災害時の避難・救助活動などのために、道路本来の機能を十分果たしていない4m未満の狭あい道路の拡幅整備を進めます。

○ 道路環境の改善、防災機能の向上、安全な歩行者空間の確保、魅力ある道路景観の確保のため、電線類の地中化、緑化、舗装、路上駐車抑制策等を進めます。

○ ヒートアイランド対策の一環として保水性舗装※の導入や道路緑化を行うなど、環境配慮型の道路整備を進めます。

沿道建築物のセットバック

電線類の地中化

※ ⇒ 用語解説

○ 国から譲与された公共物について、実態調査の結果を踏まえて適正に管理するとともに、計画的な整備を進めます。

施策２　交通安全対策の推進

○ 区全域における交通安全対策について、関係機関や区民等の協力の下に施策を推進するとともに、交通安全組織の活動を支援します。

○ 区民の協力や警察の取締活動とも連携を図りながら、円滑な交通を阻害し交通事故発生の要因にもなっている違法駐車を防止し、道路を広く安全に使用できるようにします。

○ 道路通行の安全と円滑な交通を確保するため、道路交通管理者と連携し、「あんしん歩行エリア」の整備、通学路・裏通り対策、自転車の走行環境整備を図るとともに、道路標識、区画線、街路灯、すべり止め舗装、視覚障害者誘導ブロック、防護柵等の整備・保全を進めます。

○ 省エネルギー型の街路灯など環境に配慮した交通安全施設への切替を進めます。

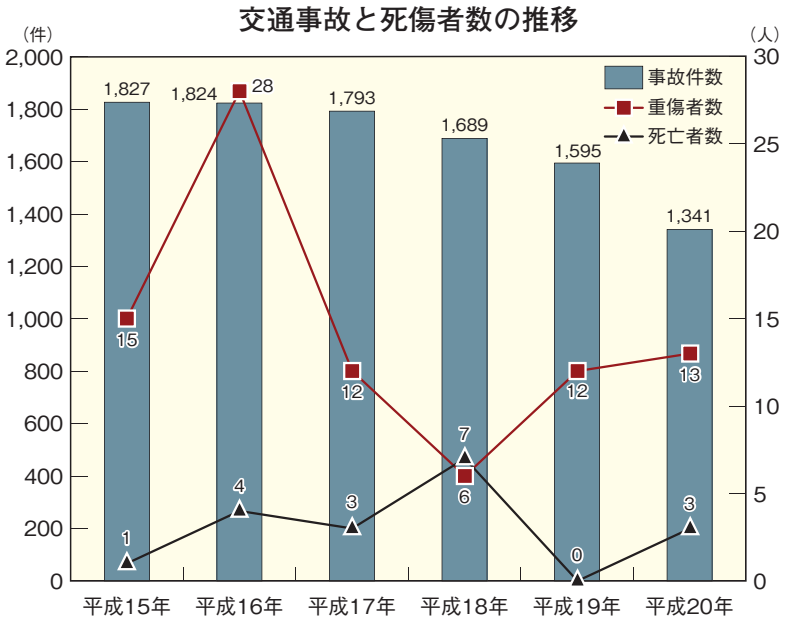

資料：警視庁交通年鑑

コミュニティゾーン

施策３　放置自転車対策の推進

○ 自転車利用者の利便を図るとともに自転車等の放置を防止するため、駐輪場（自動二輪車を含む自転車等駐車場）の整備を進めます。

○ 放置自転車等の撤去を強化するため、集積所の確保に努めます。

○ 放置防止指導員の配置や駅前放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動に継続して取り組みます。

※ ⇒ 用語解説

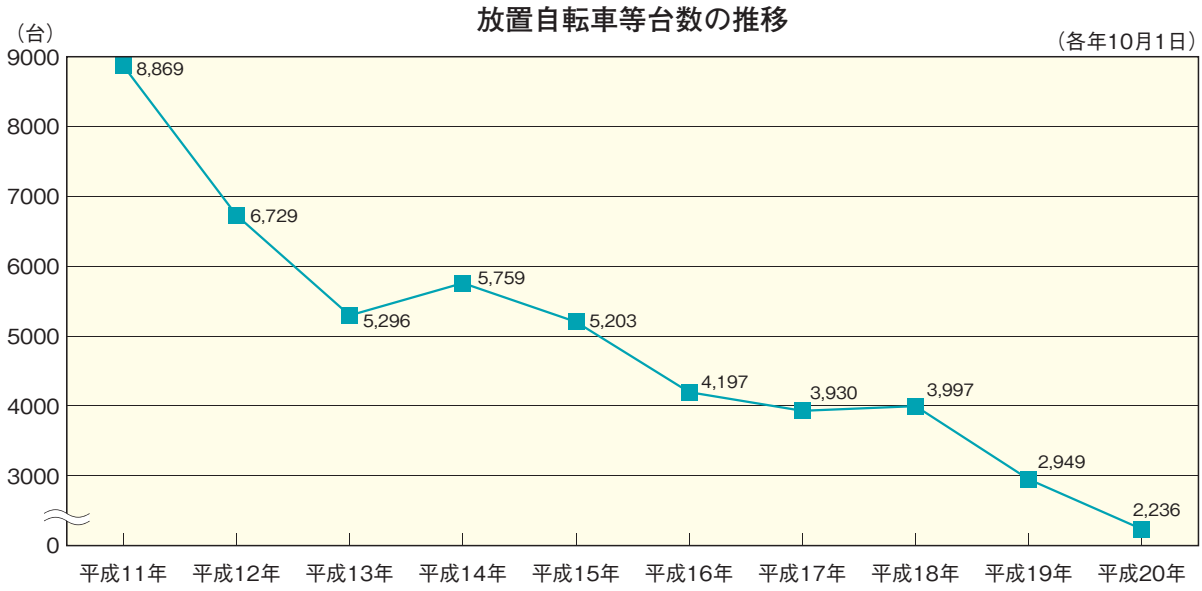

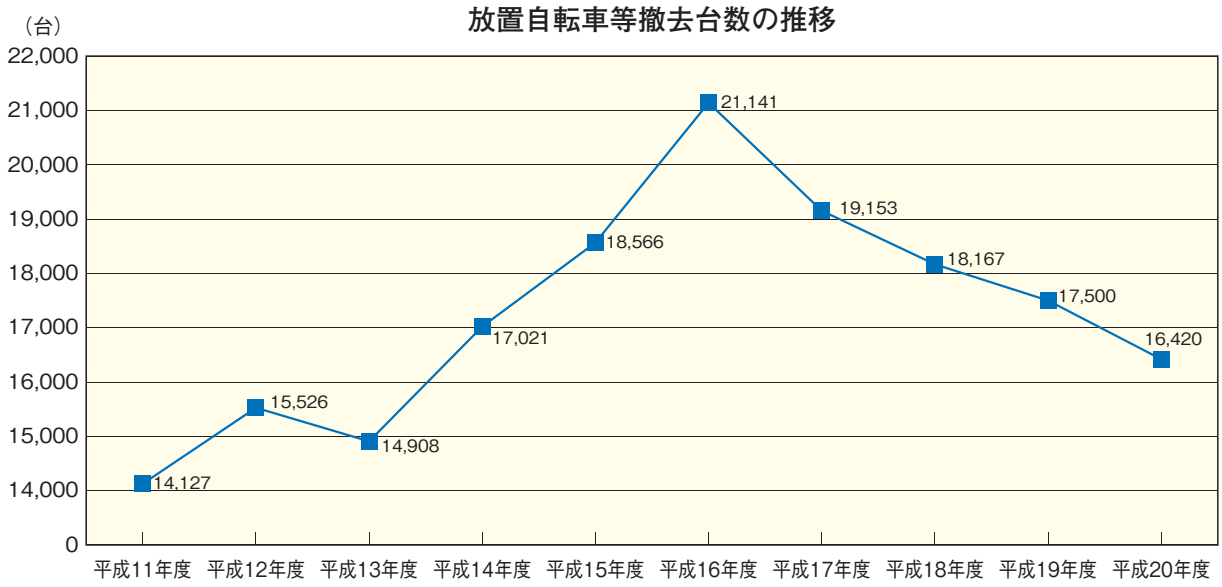

施策４　公共交通の整備

○ バス事業者に対し、バス運行の円滑化や路線再編成を要請し、利便性が高い街の実現を図るとともに、マイカー利用者の低減に向けた公共交通ネットワークを確立します。

○ 道路と鉄道の平面交差（踏切）や鉄道による地区分断の解消に向けた鉄道立体交差化※の推進を関係機関に要請します。

○ 駅舎・バス停の改良やバリアフリー※車両の導入などを交通事業者に要請します。

※ ⇒ 用語解説

第５　快適な居住環境の確保

現況と課題

住宅事情や社会事情の変化を受け、平成18年に住生活基本法が制定され、住宅政策の考え方が「量から質」へと見直されました。また、平成19年には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が制定され、住宅困窮者を支援するため、国、地方公共団体、住宅関連事業者など関係者の責務が明らかにされました。

公的住宅（区営住宅、区民住宅、高齢者福祉住宅）の空き家募集に対する応募倍率は依然として高く、入居希望者が多い一方、公的住宅の不足を補完する目的で実施している民間賃貸住宅の入居者に対する居住支援や家賃助成の実績が減少しています。

住宅困窮者に対する公的住宅の適切な供給、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、自立支援・福祉施策との連携など、住宅セーフティネット※の構築が重要な課題となっています。また、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、福祉施策と連携した公的住宅の整備や居住支援のあり方も課題となっています。

特に、高齢者の増加と年齢の高い高齢者の増加が予想されることから、引き続き高齢者向け住宅の整備を図る必要があります。また、障害者が地域の中で暮らしていく場として、障害者の生活に適応した仕様の公的住宅を整備することが求められています。併せて、民間住宅への円滑な入居のための支援が必要です。

居住環境の面においては、良質な住宅の供給や良好な住環境の形成が求められ、民間住宅に対しても支援が必要です。区内の住宅は水準以下の居住面積やバリアフリー※化していないものが多く、改善が求められています。公的住宅については、バリアフリー※化や機能改善等の居住環境改善を進めていますが、高齢者世帯が増していることから、安心して住み続けられる環境づくりを一層進めていく必要があります。

施策の体系

５　快適な居住環境の確保

- （１）安定した住まいの確保
- （２）居住環境改善の支援

10年後の目黒の姿

○ 良質な住宅の供給が進み、住宅困窮者をはじめだれもがともに豊かに住み続けられる街の形成が進んでいます。

○ 住宅のバリアフリー※化が進み、高齢者や障害者等が地域の中で安心して暮らせる、だれにもやさしい居住環境が拡充しています。

※ ⇒ 用語解説

施策１　安定した住まいの確保

○ 住宅の確保が困難な一定基準以下の所得世帯、高齢者、障害者、子どもを育成する世帯等が住宅を確保できるよう、住宅セーフティネット※の中核となる公的住宅についてストックの活用による整備・拡充を図ります。

○ 老朽化した公的住宅の建替え、改修やバリアフリー※化、設備の改善を計画的に進めます。

○ 高齢者福祉住宅の計画的な整備を進めるとともに、生活支援施設を併設した高齢者福祉住宅の提供についても検討し、実現を目指します。

○ 公的住宅の入居者以外の住宅困窮者に家賃助成などの適切な支援を行います。

施策２　居住環境改善の支援

○ 良質な住宅および良好な住環境を確保し、快適な住生活を維持するために、住宅の維持管理や改修・建替え等を適時・適切に行うための支援を実施します。

○ 共同住宅を含めた民間の住宅の改善に対する相談、情報提供や資金面の支援を行います。

○ 居住環境を改善しようとする民間賃貸住宅入居者を支援します。

※ ⇒ 用語解説

第６　安全で安心なまちの実現

現況と課題

近年、東海地震や向こう30年間に70%の発生確率といわれている首都直下地震の発生が切迫感をもって指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されます。また、集中豪雨による都市型水害が頻発しているほか、大規模な事故や重大な事件、新型インフルエンザが発生しています。また、より毒性の強い新型インフルエンザの発生も危惧されています。

これまでは、主として震災と水害への対策を講じてきましたが、危機管理全般での対策は十分とはいえませんでした。広範かつ多岐にわたる危機に対応するため、区は危機管理指針を策定しましたが、今後は指針に基づく業務継続計画を策定し、危機管理態勢の充実を図る必要があります。

災害に強い街づくりを推進するには、都市の安全性確保に向け、街全体の面的整備や防災機能の確保・強化を総合的に進めていく必要があります。

災害対策では、既成市街地の状況や少子高齢化による人口構造の変化などを踏まえながら、区民、事業所、区、関係機関がそれぞれの役割を担う自助・共助、行政による公助の連携強化により、一体的かつ総合的・計画的な取組を積み重ねることが大切です。

平成19年度から20年度にかけて取り組んだ「防災めぐろ区民フォーラム」の提言を受け、区は平成21年3月に災害対策基本条例を制定しました。「自分の身は自分で守る」という自助、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助と公助の連携により、新たな被害想定に迅速に対応できる態勢を整備することが重要な課題です。

特に、高齢者や障害者の災害時における避難・救助については配慮が必要であり、介護や障害の程度に応じた配慮が受けられる避難所の運営、情報提供の課題があります。災害時要援護者については、適切な避難方法の周知・啓発を行うとともに、個人情報に配慮しつつ、地域における適切な情報把握と関係機関への情報提供により、日ごろから災害に備えることが重要です。また、外国人に対する防災対策の周知や災害時の通訳・翻訳ボランティアの充実も求められています。

災害発生後の復興計画に関しては、国は、被災市街地復興特別措置法・地震防災対策特別措置法・被災者生活再建支援法等を制定し、東京都では、東京都震災対策条例を制定したほか震災復興マニュアルを作成しました。目黒区でも、平成18年3月に「目黒区震災復興マニュアル」を策定しました。国などの支援を受けながら速やかに震災から復興するため、都市復興基本方針や都市復興基本計画の基本的考え方を整理し、都市復興整備条例の制定に向けた取組が必要です。

生活安全対策に関しては、区内の刑法犯の認知件数が戦後最多であった平成12年の5,185件をピークに減少傾向にあり、平成20年には3,168件とピーク時の約61%まで減少しました。しかしながら、犯罪の組織化、凶悪化、巧妙化がみられ、さらに、社会全般にわたるモラルの低下や享楽的風潮も加わり、高齢者を狙った振り込め詐欺、女性を狙ったひったくり、子どもを対象とする犯罪などが後を絶たない状況にあります。

都内の繁華街等においては、昨年、秋葉原や八王子で発生した無差別殺傷事件により、繁華街等の安全・安心に対する都民の信頼が大きく低下しています。犯罪抑止のかなめは、街頭における組織的な警戒と防

※ ⇒ 用語解説

犯意識の普及・啓発です。区は、警察署や防犯協会等の関係機関・団体と連携・協力し、警戒を強化するとともに、地域の防犯意識の高揚や地域安全パトロール活動の推進に一層取り組む必要があります。

区内刑法犯認知件数の推移

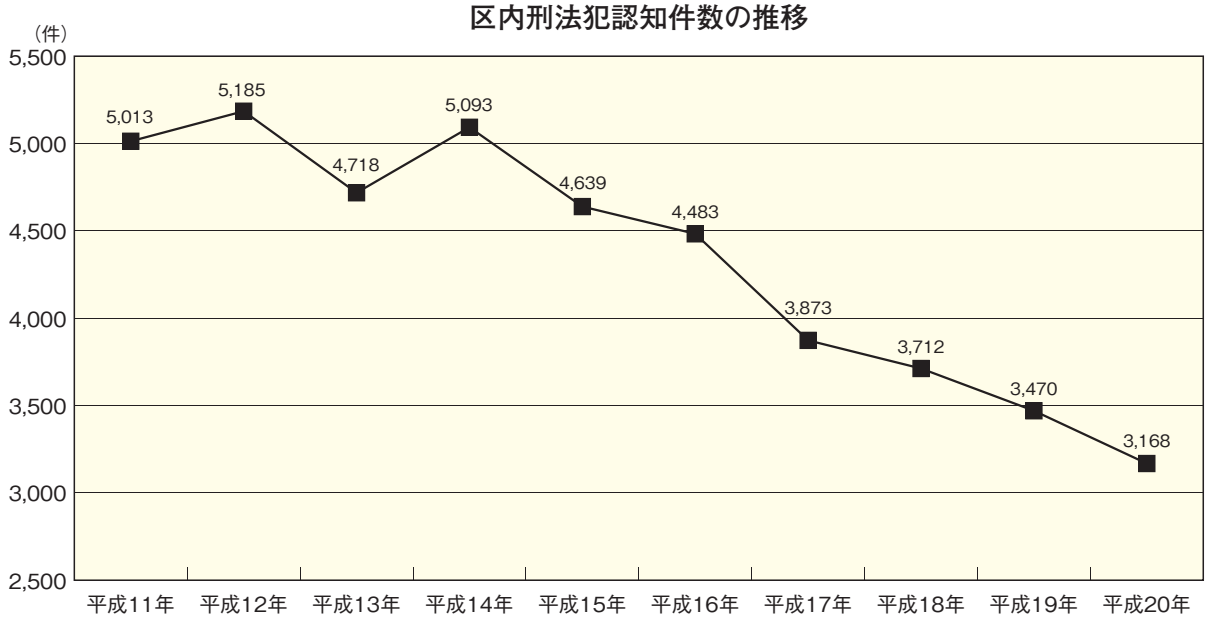

資料：警視庁の統計

施策の体系　6　安全で安心なまちの実現

- （1）総合的な危機管理態勢の確立
- （2）災害に強い街づくりの推進
- （3）地域防災力の向上
- （4）復興計画の整備
- （5）生活安全対策の推進

10年後の目黒の姿

○ 区の総合的な危機管理態勢が確立し、公共施設や防災施設が整備されるなど、災害に強い都市基盤の整備が進んでいます。

○ 自分たちの街は自分たちで守るという意識が普及し、地域の防災力が向上して安全で災害に強い街が形成されています。

○ 地域住民による各種防犯活動や見守り活動が活発に行われ、区内での犯罪発生件数が年々減少し、多くの区民が安全・安心に暮しています。

※ ⇒ 用語解説

施策１　総合的な危機管理態勢の確立

○ 危機管理指針に即して、想定される危機に的確に対応するための個別マニュアルを整備します。また、新たな危機の発生が想定されるときは、早急に対策を講じます。

○ 大規模な災害や事故の発生に備え、必要な区の業務を中断しない、あるいは、中断しても早期に復旧するための業務継続計画を策定します。

○ 大規模な災害や事故が発生した場合、区民の救援・救助や避難・誘導に必要な資器材を整備します。

○ 危機管理態勢の確立と職員および組織全体の危機対応能力向上を図るため、様々な危機を想定した職員の参集、応急対策等の実践的な訓練を継続して実施します。

○ 公共施設については、利用者の安全を図るため、想定される災害に対して耐え得る整備をします。特に、避難場所については、災害時における機能を強化します。

○ 新たな被害想定に基づく大幅な避難所生活者の増加に対応するため、私立学校等との協定などによる安全な避難場所の拡充整備を図ります。

○ 災害時の周辺自治体間の協力体制には限界があるため、災害時相互援助協定を締結している自治体との連携を強化するとともに、新たな自治体との協定締結を目指して取り組み、発災時から復興に至るまでの被災者の生活支援体制を整備します。

施策２　災害に強い街づくりの推進

○ 市街地火災から区民の生命と財産を守り、「逃げないですむ街づくり」を実現するために、不燃化を進めるとともに、火災の延焼を食い止める延焼遮断帯※の形成を促進します。

○ 安全な避難場所と避難路の安全性を確保します。

○ 避難時の安全性の確保、円滑な救援や消防活動、延焼防止など都市防災機能を強化するために、都市計画道路※および生活道路網の計画的な整備や4m未満の狭あい道路の拡幅を進めます。

○ 地震時における建築物および敷地の安全性を高めるための耐震性を確保します。

○ 都市型水害に対応するために、緑地等浸透性の確保や雨水浸透施設・貯留施設の整備など総合的な治水対策を進めるとともに、民間開発に対しても水害防止の指導を行います。また、都市型水害の原因となるヒートアイランド現象※の対策として、緑化や保水性舗装※の整備を進めます。

○ 局地的・突発的な集中豪雨に対応するため、河川水位監視や雨量観測のシステムを強化するとともに、これらの情報を区民に速やかに提供するため、防災気象情報の充実を図ります。

地震で倒壊した家屋

写真提供：燕・弥彦総合事務組合消防本部

※ ⇒ 用語解説

施策３　地域防災力の向上

○ 首都直下地震による新たな被害想定に基づく住宅倒壊や火災による死者の半減、避難者の3割減、外出者の早期帰宅策などの減災目標の達成により、被害の最小化を図ります。

○ 災害における地域の弱点を把握するとともに、その解決に向け、区民・事業者と区が協働して地域防災力を高める防災まちづくり事業を推進します。

○ 地域防災力向上の仕組みとして、「地域防災ネットワーク」を構築し、災害時における被災者への必要な支援を一体的かつ効果的に行います。

○ 災害時に援護を必要とする人々の対策を中心に「共助」の連携を強化し、地域防災ネットワークの中での避難支援プラン作成などに重点的に取り組みます。

○ 消防署等の防災関係機関および防災活動団体との連携を強化するとともに、安全な避難路の確保と誘導について地域との協力態勢をつくり、災害時要援護者の救助・避難体制を確立します。

※ ⇒ 用語解説

防災マップ

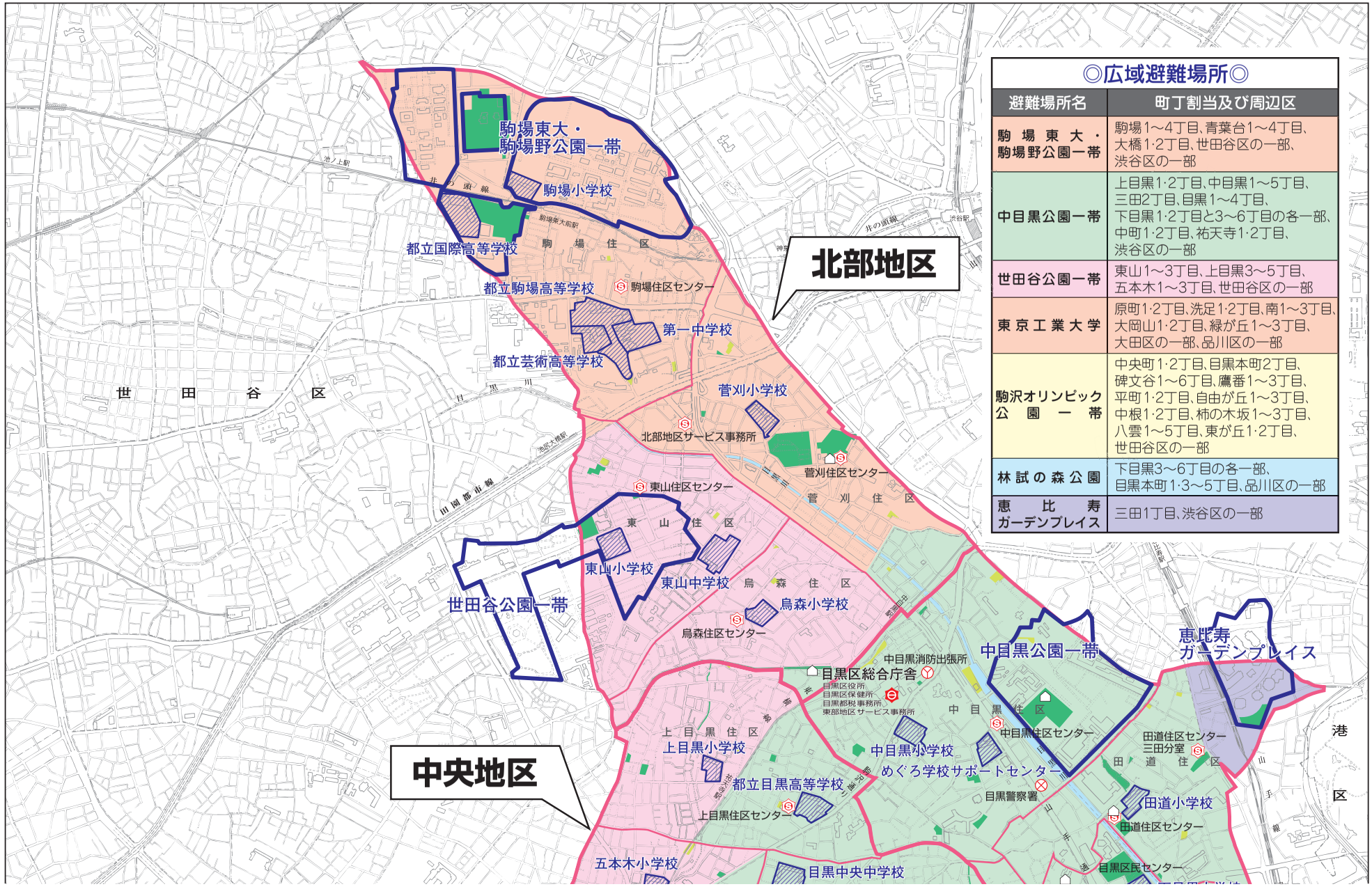

◎広域避難場所◎

避難場所名	町丁割当及び周辺区
駒場東大・駒場野公園一帯	駒場1～4丁目、青葉台1～4丁目、大橋1·2丁目、世田谷区の一部、渋谷区の一部
中目黒公園一帯	上目黒1·2丁目、中目黒1～5丁目、三田2丁目、目黒1～4丁目、下目黒1·2丁目と3～6丁目の各一部、中町1·2丁目、祐天寺1·2丁目、渋谷区の一部
世田谷公園一帯	東山1～3丁目、上目黒3～5丁目、五本木1～3丁目、世田谷区の一部
東京工業大学	原町1·2丁目、洗足1·2丁目、南1～3丁目、大岡山1·2丁目、緑が丘1～3丁目、大田区の一部、品川区の一部
駒沢オリンピック公園一帯	中央町1·2丁目、目黒本町2丁目、碑文谷1～6丁目、鷹番1～3丁目、平町1·2丁目、自由が丘1～3丁目、中根1·2丁目、柿の木坂1～3丁目、八雲1～5丁目、東が丘1·2丁目、世田谷区の一部
林試の森公園	下目黒3～6丁目の各一部、目黒本町1·3～5丁目、品川区の一部
恵比寿ガーデンプレイス	三田1丁目、渋谷区の一部

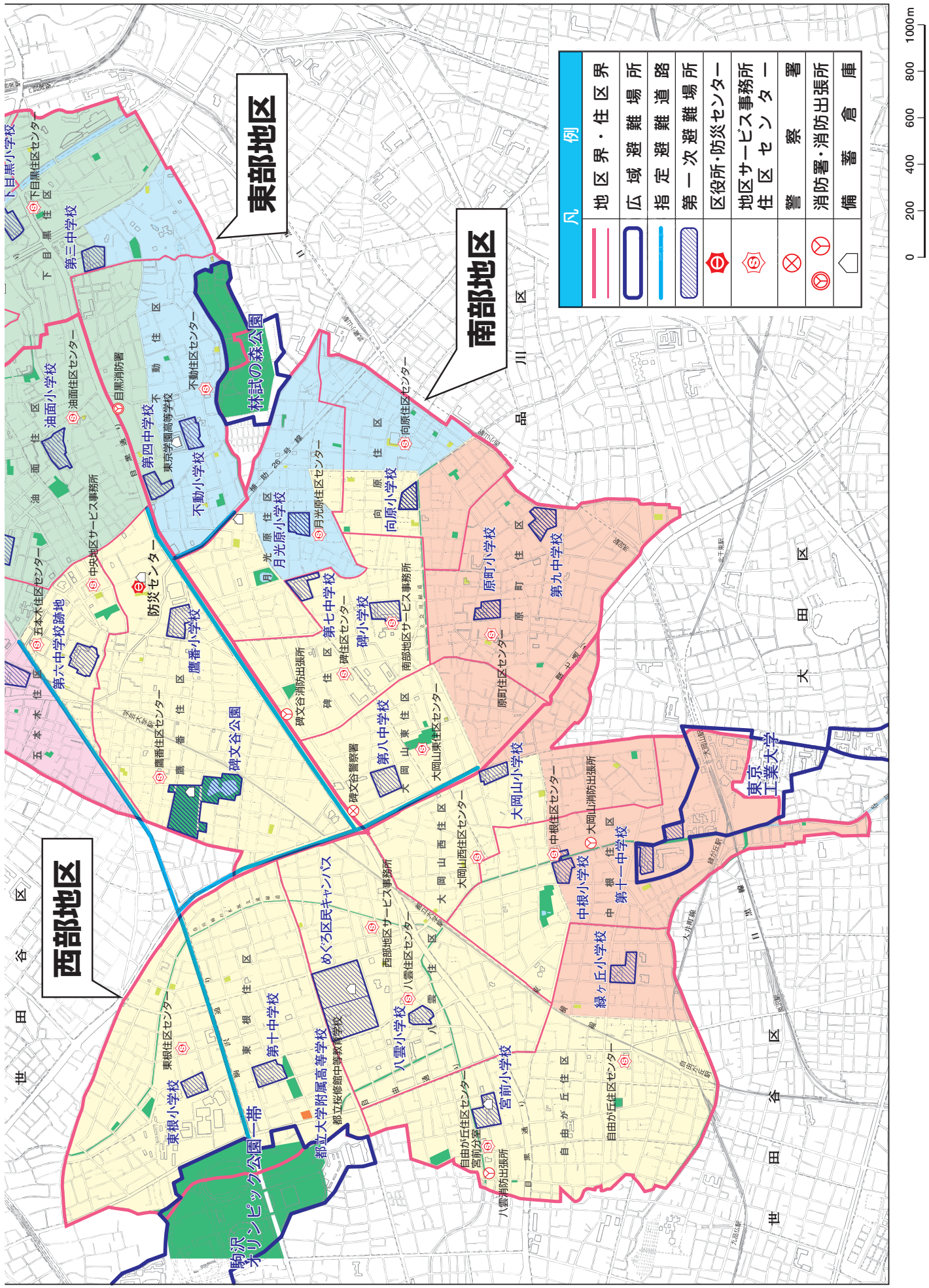
西部地区
東部地区
南部地区
凡例
地区界・住区界
広域避難場所
指定避難道路
第一次避難場所
区役所・防災センター
地区サービス事務所
住区センター
警察署
消防署・消防出張所
備蓄倉庫
0
200
400
600
800
1000m
駒沢オリンピック公園一帯
林試の森公園
碑文谷公園
東京工業大学
防災センター
東根小学校
東根住区センター
第十中学校
都立大学附属高等学校
都立桜修館中等教育学校
めぐろ区民キャンパス
八雲小学校
八雲住区センター
西部地区サービス事務所
宮前小学校
自由が丘住区センター
宮前分室
八雲消防出張所
緑ヶ丘小学校
第十一中学校
中根小学校
中根住区センター
大岡山小学校
大岡山西住区センター
大岡山東住区センター
大岡山東住区
碑小学校
第七中学校
碑住区センター
碑文谷消防出張所
碑文谷警察署
南部地区サービス事務所
第八中学校
月光原小学校
月光原住区センター
向原小学校
向原住区センター
原町小学校
原町住区センター
第九中学校
鷹番小学校
鷹番住区センター
第六中学校跡地
五本木住区センター
中央地区サービス事務所
油面小学校
油面住区センター
目黒消防署
第四中学校
東京学園高等学校
不動小学校
不動住区センター
第三中学校
下目黒小学校
下目黒住区センター

施策４　復興計画の整備

○ 都市基盤が大きな被害を受け、区民の暮らしに深刻な影響を与える大地震の発生を想定し、国や都、関係機関との連携を図り、区民の協力を得て、速やかに都市復興を実現するため、都市復興基本方針や都市復興基本計画の策定、都市復興整備条例の制定に取り組みます。

○ 災害に伴う精神的負担や生活不安により、被災者が長期にわたり日常生活に支障を来たす場合もあるため、一人ひとりの状況に的確に対処できる専門家等によるメンタルヘルスケア※の体制を整備します。

施策５　生活安全対策の推進

○ 子どもを守るために登下校時間帯の警戒態勢を強化するほか、学童の下校時間帯から深夜帯までのパトロールの強化や犯罪の発生状況に即した警戒など、生活安全パトロールによる警戒態勢の充実を図ります。

○ 防犯対策や犯罪発生状況等の情報を提供しながら、地域の自主防犯ボランティア団体の結成を促進し、体験型・実践型の研修会の開催など団体の活動を支援します。

○ 区報、区ホームページ、メールマガジン※、生活安全パトロール等により防犯対策や犯罪発生状況に関する広報活動を推進するとともに、犯罪被害防止に向けた研修会や防犯講話等の啓発活動を推進します。

○ 防犯設備の設置を支援するとともに、防犯用品の配布等により防犯設備の整備の充実を図ります。

○ 繁華街等における事業者、地域住民、ボランティア団体および警察、消防、鉄道事業者等との協働により、昼夜を問わず安全・安心な繁華街等の形成に取り組みます。

巡回パトロール車（青色パトロールカー）

※ ⇒ 用語解説

第７　環境への負荷の少ない地域社会の形成

現況と課題

人々の便利で快適な暮らしの進化は、化石燃料※等の大量消費による温室効果ガス※濃度の急激な上昇を招き、地球温暖化防止対策は世界規模の課題となっています。また、都市部では、温暖化に加え、アスファルトなどの人工物による地表面の被覆や冷暖房等の人工的な排熱の増加により、郊外に比べて気温が高くなるヒートアイランド現象※が顕著になっており、対策が急がれています。

地球温暖化対策のための施策の実施義務を先進国に課した「京都議定書」の第一約束期間（平成20年～24年）に入り、地球温暖化対策の推進に関する法律その他の関係する法律や東京都条例の改正が行われました。さらに、国際的には次の目標に向けた検討が進んでいます。

区では、環境基本条例を基本に、環境を保全する施策をより総合的かつ計画的に推進し、平成19年度には「地球温暖化対策の推進」を新たに環境基本計画の重点プロジェクトとして加えました。

区民や事業者の環境に対する意識は年々高まっており、地域の生活環境の問題から自然環境の保全、ごみの減量、リサイクル、省資源・省エネルギー、地球環境問題まで多くの活動が展開されています。

ごみの排出量をみると着実に減少しています。資源の種類を拡大し、従来の古紙・びん・缶・ペットボトルに加え、平成20年度からは新たにプラスチック製容器包装の回収を始めました。しかしながら、都市における生活の利便性が高まるにつれ、環境への負荷は拡大する傾向にあります。

環境負荷低減のためには、区民、事業者が環境問題への認識を深め、まず行動すること、また、自然環境の保全や環境への負荷の少ない地域社会の形成に向けて、区と効果的な相互連携を図れる仕組みをつくることが必要です。

施策の体系

７　環境への負荷の少ない地域社会の形成

- （1）環境負荷低減の推進
- （2）資源循環型まちづくりの推進
- （3）公害対策の充実
- （4）多様な主体との連携による環境行動の推進

10年後の目黒の姿

○ エネルギー資源を有効に活用し、地球環境への負荷を減らすことの重要性を区で活動・生活する人すべてが認識しており、二酸化炭素等の温室効果ガス※の排出削減と太陽光発電等の地球にやさしいエネルギー資源の活用が進んでいます。

○ 地球にやさしい生活・事業活動のあり方が大人から子どもに引き継がれ、多様な主体が自らの役割を理解し、連携しながら環境配慮行動に携わっています。

※ ⇒ 用語解説

施策１　環境負荷低減の推進

○ 地球温暖化やヒートアイランド現象※などの現状について、区民・事業者等に周知するとともに、環境配慮行動を誘導し、支援に努めます。

○ 自動車利用にあたっては、エコドライブや低燃費車の普及を進めます。

○ 区民・事業者に対し、環境負荷低減に効果のある機器等の導入を促します。

○ 一事業者でもある目黒区が率先して環境負荷低減の具体策に取り組みます。

施策２　資源循環型まちづくりの推進

○ 区民や事業者が、生活習慣や事業活動を見直し、ごみの発生抑制に積極的に取り組めるように働きかけます。

○ 円滑な資源循環を促進するため、再使用、再利用すべき対象品目や回収目標量を定め、再資源化に取り組みます。

○ 地域の実態に配慮した資源の回収、ごみの収集を行います。運搬と中間処理の過程でも、環境への負荷が少ない効率的かつ適正なごみ処理方法や低公害車の導入などに取り組みます。

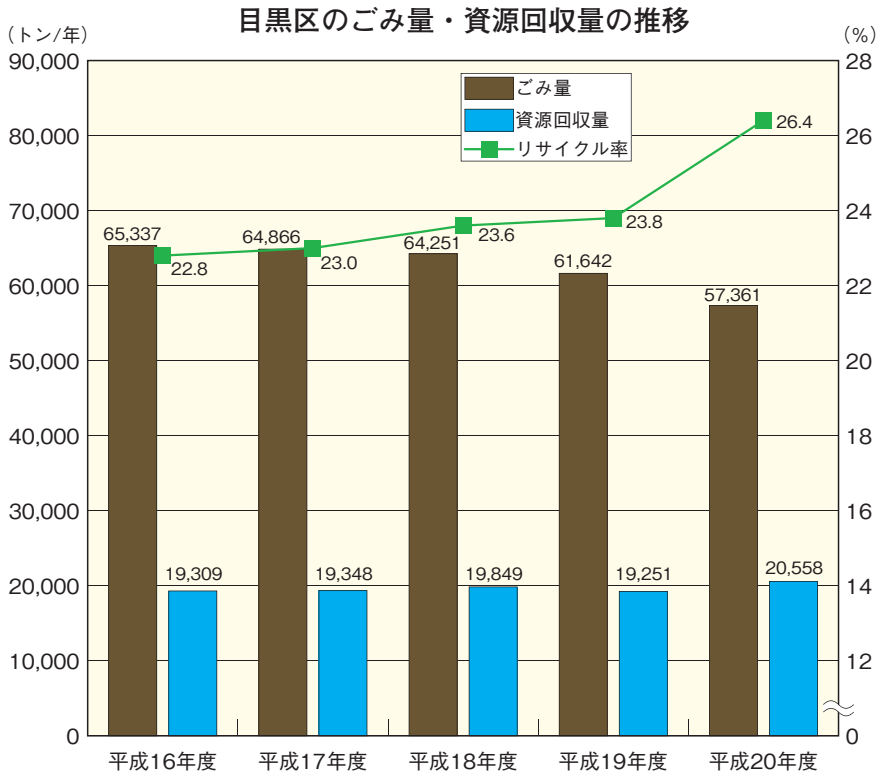

※ ⇒ 用語解説

施策３　公害対策の充実

○ 大気汚染や騒音等の公害に対しては、事業所に対する発生源対策を継続するとともに、自動車交通の円滑化や低公害車の普及を進めます。公害情報の周知・提供に努め、対策のための啓発を行います。

○ 有害物質による土壌汚染等の情報提供を行い、事業者の汚染地対策を促します。有害化学物質を取り扱う事業者に適正な管理を徹底させるとともに、アスベスト※の飛散防止対策に取り組みます。

○ 飲食店の臭気、エアコンの騒音など日常生活に起因する近隣公害に関し、環境配慮への理解を高めるための啓発等を行います。

○ 事業所が住宅と共存できるような、地域特性に合わせた環境整備を進めます。

○ 事業者が自主的に環境負荷を低減する事業展開ができるように、啓発・支援を行います。

施策４　多様な主体との連携による環境行動の推進

○ 環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、環境学習推進計画に基づき、広範かつ多岐にわたる環境保全施策を効果的に展開します。

○ 区民、事業者、区の協働による環境保全活動を促進するため、キャンペーン、環境イベント等を実施するとともに、地域の活動を支援します。

○ 実行プログラムの作成・普及を通じ、目標を設定して地域の環境負荷の低減を進めます。

○ 具体的な行動に結びつく知識の普及を進め、環境保全活動が地域に広がる人材づくりを支援します。

○ 地域の人材や団体・組織の活動の活性化とネットワークづくりを図るとともに、区民・事業者・活動団体と協働し、広く環境保全活動を進めます。

○ 事業者でもある区は、地球温暖化防止に関する計画などに基づき、環境配慮行動を自ら率先して進めます。

○ 環境保全施策の実施状況および評価を明らかにした環境報告書を公表します。

※ ⇒ 用語解説

第３章

重点プロジェクト

第１節　設定の趣旨

第２節　重点プロジェクトの設定

第１節 設定の趣旨

「基本目標」「施策の基本的な方向」に沿った分野別の施策体系は、10か年の総合基本計画として、総合的・包括的体系の位置づけをもっています。

一方、計画期間内に基本構想の実現へと着実に近づくためには、本計画に掲げている諸施策を、より効果的・効率的に推進していくことが必要です。

そこで、本計画では、分野別の施策体系の中で特に計画期間内に重点的に取り組むべき課題と目指す姿を重点プロジェクトとして設け、関連する施策を優先的・先導的に実施することによって、総体として計画の推進を目指します。

重点プロジェクトに関する取組は、関連する施策を有機的に連動させ、組織横断的な視点で進めます。

※ ⇒ 用語解説

第２節 重点プロジェクトの設定

第１　六つのゼロ戦略

目黒区基本構想に示すまちづくりの方向や基本目標、目黒区の人口等の動向や財政の状況、区政運営における近年の重要課題等を踏まえ、目指す方向として「六つのゼロ」を象徴的・戦略的に掲げた上で「重点プロジェクト」を下記のとおり設定します。

重点プロジェクトに係る施策は、組織横断的な観点から積極的に連携を図って取り組みます。

重点プロジェクト一覧

六つのゼロ	重点プロジェクト	取組の方向
災害・犯罪被害ゼロ	地域安全プロジェクト	災害に強く犯罪のない、安全な地域づくりを進めます
介護不安ゼロ	健康長寿プロジェクト	健康で生き生きとした、地域での安心な暮らしを確保します
子育て不安ゼロ	子ども応援プロジェクト	子育ち・子育てを、地域のみんなで応援するまちをつくります
街のバリアゼロ	快適住環境プロジェクト	だれにもやさしい、快適な住環境をつくります
環境負荷ゼロ	地球温暖化防止プロジェクト	地球温暖化の防止を地域から推進します
地域無関心ゼロ	ふれあい・にぎわいプロジェクト	人のふれあいとまちのにぎわいを増進します

※ ⇒ 用語解説

第２　重点プロジェクトによる取組の方向と目指す姿

１　地域安全プロジェクト

（1）課題

近年、全国各地で頻発する大規模な地震や集中豪雨、都市部特有の風水害などにより、毎年のように災害の恐ろしさと防災の重要性が指摘され、災害対策の充実が重要な課題になっています。また、防犯や健康危機対応等を含めて、総合的な危機管理態勢の整備が求められています。

震災対策では、首都直下地震の発生が切迫感をもって予測される現在、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、減災活動として建築物の耐震化や不燃化などを促進することが求められています。さらに、効果的な災害応急活動や減災活動など地域防災力の向上と高齢者・障害者、外国人等の災害時要援護者に対する支援の充実に向けて、区民、地域、事業者、関係機関、行政が連携して取り組むことが必要になっています。

また、防犯や危機管理では、凶悪犯罪、振り込め詐欺、子どもを狙う犯罪の防止のほか、新型インフルエンザ発生への対応等を含め、迅速で的確な対策を講じ、区民生活の安全を確保することが求められています。

そのほか、悪徳商法、食品偽装など、区民生活の根幹を成す消費生活での被害が多くなってきており、安全な生活の確保の観点から区民の消費生活を守る取組の充実が求められています。

（2）取組の方向と目指す姿
「災害に強く犯罪のない、安全な地域づくりを進めます」

○ 建築物の耐震化や不燃化が進み、首都直下地震に対する地域連携による防災力が高まり、災害に強いまちづくりが進んでいます。公共施設の耐震化が完了し、災害時の避難や救護の施設としての機能が確保されています。

○ 地域住民による各種の防犯活動や見守り活動が活発に行われ、区内での犯罪発生件数が年々減少し、子どもから高齢者まで安全に暮らしています。

○ 区民の新型インフルエンザに対する正しい理解が進み、被害を最小限に止める体制や備えができています。

○ 社会の中で消費者の権利が確立されるとともに、商品やサービスに対する正確な情報が提供され、区民が自らの判断に基づいて適切に必要な商品やサービスを選択できる社会づくりが進んでいます。

第2節　重点プロジェクトの設定

※ ⇒ 用語解説

指　　標

項　　目	現状値	方　向	目標値
住宅耐震化率	75.5%	↗	90%
木造住宅密集地域の不燃領域率 （目黒本町地区） （目黒本町6丁目・原町地区）	47.0% 42.3%	↗	60% 60%
区内狭あい道路のうち拡幅整備済み延長と割合	約84ｋｍ 約51%	↗	約102ｋｍ 約62%
地域安全パトロール団体数、参加者数	125団体 約2,800人	↗	180団体 約5,000人
結核り患率（人口10万人対）	24.6人	↘	10人以下
消費生活センターが主催する事業への参加者数	6,384人	↗	8,000人
目黒区は安全・安心に暮らせる街だと思う人の割合	46.2%	↗	80%

重点施策項目

- 消費生活の安全･安心の充実（P58）
- 健康危機管理対策の充実（P66）
- 木造住宅密集地域を中心とする防災まちづくりの推進（P95）
- 総合的な危機管理態勢の確立（P106）
- 災害に強い街づくりの推進（P106）
- 地域防災力の向上（P107）
- 生活安全対策の推進（P110）

2　健康長寿プロジェクト

（1）課題

生涯を通じて健康で生き生きと暮らしていくことは、すべての人の願いです。日本は世界一の長寿国となりましたが、一人ひとりが健康で生き生きと暮らすためには、寿命が長くなるだけでなく、寝たきりや認知症になることを予防し、心身ともに自立して生活できる健康寿命の延長を図ることが大切です。

平成15年には健康増進法が施行され、国を挙げて健康づくりや疾病予防に取り組んでいます。区も健康づくりの行動計画である健康めぐろ21に基づき、関連事業の拡充を図ってきました。今後、更にスポーツ・レクリエーション活動をはじめ、保健、医療、福祉、教育など幅広い連携により、それぞれの生活習慣やライフステージ※に即した健康づくりを総合的に推進することが必要になっています。

※ ⇒ 用語解説

目黒区の65歳以上の高齢者人口は、今後、団塊の世代※が高齢期を迎えるなど更に増加し続けると考えられ、支援や介護が必要な高齢者も増加すると予測されます。

介護保険制度での地域密着型サービス※の創設、障害者支援での地域生活への移行推進など、高齢者や障害者の地域での生活を支えるための動きが強まってきており、だれもが必要な介護サービスを受けられるよう福祉基盤を整備することが求められています。

（2）取組の方向と目指す姿
「健康で生き生きとした、地域での安心な暮らしを確保します」

○ 健康づくり、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、介護予防※など、各分野の施策連携による区民の健康な暮らしをサポートする仕組みがあり、区民一人ひとりが、自らの健康に関心をもってそれぞれのライフステージ※や生活環境に応じた健康づくりに取り組んでいます。

○ 高齢になっても、経験や知識・技能を生かして活躍することのできる場が地域社会の中に確保されていて、高齢者が生きがいや誇りをもって生き生きと暮らしています。

○ 介護が必要になっても、だれもがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことができる介護サービスの提供体制が整っているとともに、要支援者、要介護者とその家族のための地域での支え合いの仕組みやサービスの基盤が整ってきています。

指　標

項　　目	現状値	方　向	目標値
特定高齢者の介護予防事業への参加率	15%	↗	25%
認知症サポーター数	延829人	↗	7,000人
特別養護老人ホーム待機者数	869人	↘	500人以下
運動やスポーツを行った人の割合（成人・週1回以上）	43.6%	↗	60%
高齢者、障害者などの福祉充実への取組に満足している区民の割合	19.9%	↗	25%以上
年1回健康診断を受けている人の割合	78%	↗	80%
自らの健康づくりに向けて行動・活動している区民の割合	95%	→	現状維持
かかりつけ医をもっている区民の割合	70%	↗	80%
喫煙者の割合	16%	↘	15%以下

※ ⇒ 用語解説

重点施策項目

- スポーツ･レクリエーション活動の促進（P43）
- 生涯を通じた健康づくりの推進（P62）
- ライフステージに応じた保健医療の充実（P66）
- 介護予防の推進（P70）
- 地域における新たな支え合いの仕組みづくり（P70）
- 高齢者介護サービスの充実（P79）
- 障害者支援の充実（P80）
- 福祉基盤の整備・充実（P81）

３　子ども応援プロジェクト

（1）課題

子どもは社会を映し出す鏡といわれますが、近年、自己肯定感や自尊感情の低い子どもが増える傾向にあります。自分の存在や価値を認め、自分の未来に希望をもつことができるよう、子どもの主体的な育ちを支援する取組が求められています。

また、児童虐待、いじめ、不登校、犯罪の低年齢化など子どもたちを取り巻く問題が年々複雑化･深刻化してきている現在、子育て家庭を支援し、子どもの育ちを守るネットワークなど地域の支え合いを拡充する取組も必要になっています。

子育て支援では、就労している保護者の働き方の見直しによるワーク・ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の実現を通じて、事業者や行政の取組による子育てしやすい職場環境づくりが不可欠になっています。

学校では、新学習指導要領の本格実施に対応した「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」をはぐくむ教育活動に取り組んでいます。今後更に、将来を担う子どもたちが人間性豊かに成長していくため、家庭教育を基本としつつ、家庭、地域、学校が緊密に連携して次世代育成支援や目黒らしい充実した教育を展開することが求められています。

以上の課題への対応を通じて、子どもや子育て家庭への総合的な支援に取り組み、安心して子どもを産み育てられる地域の環境を継続してつくることが重要です。

（2）取組の方向と目指す姿
「子育ち・子育てを、地域のみんなで応援するまちをつくります」

○ 子どもが、地域の一員として、その成長段階に応じたかかわりの中で社会的な活動に参加し、地域住民の一人として尊重されています。

○ 家庭の実状に応じたきめ細かな保育サービスが展開されているとともに、民間参入を含め保育サービス提供基盤が拡充して、子育てと仕事の両立を支援する仕組みが整っています。

○ 子育てに関する各種の情報が十分に提供され、地域での子育て家庭とそのほかの家庭との交流の機会が拡充されていて、子育て家庭の孤立化がなくなっています。また、児童虐待、いじめ、不

※ ⇒ 用語解説

登校、犯罪の低年齢化など子どもたちを取り巻く問題が減少しています。

○ 学校で、子どもたちが楽しく学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てる目黒区の特色ある学校教育が展開されているとともに、地域に開かれ、地域に根ざした学校運営が円滑に行われています。

指　標

項　　目	現状値	方　向	目標値
保育所待機児	144人	↘	0人
区立中学校への進学率（在籍率）	55.4%	↗	65%
子どもの教育に関する学校・地域の取組に参加している区民の割合	20.6%	↗	25%
目黒区は、安心して子どもを産み育てることができる地域だと思う区民の割合	37.9%	↗	60%

重点施策項目

- 地域ぐるみの子どもの育成（P37）
- 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進（P39）
- 幼児教育の推進（P40）
- 特別支援教育の推進（P40）
- 子どもの育ちの支援（P74）
- すべての子育て家庭への支援（P75）
- 子育てと仕事の両立支援（P75）

4　快適住環境プロジェクト

（1）課題

目黒区は、閑静でみどり豊かな住宅地として良好なイメージが定着している一方で、交通の利便性や全般に高い地価水準から、商業・業務施設の増加や建物の密集化も進んでいます。地域の特性や様々な産業にも配慮した目黒らしい調和のとれた市街地を形成するとともに、良好な住環境や景観を守り発展させていくことが課題となっています。

また、バリアフリー※に関する法律が制定･施行された現在、交通機関や道路、各種施設のユニバーサルデザイン※、バリアフリー※を一層進め、だれにもやさしい街の実現を目指して取り組むことが求められています。

特に、ノーマライゼーション※の考え方の基本に立ち、年齢や障害状態・程度にかかわらず、だれもが街を自由に移動し、社会に参加し、地域で暮らすことができる公共空間や施設・設備の整備が重要です。

※ ⇒ 用語解説

（2）取組の方向と目指す姿
「だれにもやさしい、快適な住環境をつくります」

○ 良好な住環境が保全され、街路樹や家々のみどりがつながった、景観の優れた都民憧れの住宅地域となっているとともに、地域の特性や様々な産業にも配慮した調和のとれた街になっています。

○ 道路、交通機関などバリアフリー※が進み、民間施設も設計段階からのユニバーサルデザイン※の考え方に基づく整備が普及し、街全体として、子どもから高齢者まで、そして重い障害をもっていても、社会に参加しやすく暮らしやすい、やさしい都市基盤の整備が進んでいます。

○ 駅を中心に、音声案内などをとり入れただれにも分りやすいサイン標示が整備され、安全に安心して暮らすことができる生活に密着した街づくりが進められています。

指　標

項　　目	現状値	方　向	目標値
区民一人あたり公園面積（27年度目標、将来目標2.5㎡／人）	1.78㎡／人	↗	2.0㎡／人
駅舎エレベーター設置件数	8駅15か所	↗	9駅17か所
電線類地中化の割合（整備基本方針の整備計画路線対）	11.9%	↗	24.0%
自転車等放置禁止区域の放置台数	2,236台	↘	0台
区内の交通事故死傷者数	1,478人	↘	1,400人以下
最低居住面積水準未満世帯率（単身世帯除く）	8.4%（15年度）	↘	7.5%以下
高齢者福祉住宅入居可能数／申込者数	25%	↗	30%
高齢者や障害者等が住みやすい住環境だと思う人の割合	11.6%	↗	20.0%

重点施策項目

- ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進（P72）
- 広域生活拠点整備による街づくりの推進（P93）
- 地区生活拠点整備による街づくりの推進（P95）
- 公園等の整備・改良と利用促進（P96）
- 道路環境の整備（P99）
- 放置自転車対策の推進（P100）
- 安定した住まいの確保（P103）

※ ⇒ 用語解説

5　地球温暖化防止プロジェクト

（1）課題

環境問題の大きな側面として、地球温暖化が深刻化しています。「京都議定書」の第一約束期間（平成20～24年）に入り、CO_2などの温室効果ガス※削減（1990年比6%減）に対する国を挙げた早急な取組が求められ、国際的には更に次期目標に向けた検討が進められています。

区としても、区民、地域、事業者、行政の連携・協力により、大量消費型の経済活動や利便性優先のライフスタイルを改め、環境への負荷の少ない社会の構築に向けた取組を充実し、地域から発信することが重要な課題になっています

また、みどりは、地域を安らぎと潤いのある空間にするものであり、環境に配慮したまちづくりにとって欠かせないものです。潤いのある都市環境のシンボルとして、残された貴重なみどりを守り、新たに育て、地球へ、未来へと伝えることのできる自然環境の保全･創出が求められています。

（2）取組の方向と目指す姿
「地球温暖化の防止を地域から推進します」

○ 環境配慮行動を実施する事業者や家庭が増加し、家庭や事業所、区有施設での太陽光発電などの自然エネルギー利用も年々拡大して、区全体の CO_2排出量が削減されています。

○ 区民の生活様式や事業者の事業活動が見直され、ごみゼロを目指した区民・事業者の３Ｒ（リデュース（Reduce: 減らす）、リユース（Reuse: 再使用）、リサイクル（Recycle: 再資源化））活動が活発に行われており、地域のリサイクルや資源回収の取組によりごみの排出量が減少しています。

○ 保存樹木等の増加、接道・屋上・壁面・ベランダの緑化など公共施設や民有地の緑化が推進され、区内のどの地域でも、みどりの豊かな街並みづくりが進んでいます。また、自然環境の保護に関する区民や地域の自主的活動が活発に行われています。

指　　標

項　　目	現状値	方　向	目標値
排出ごみ量の削減率（17年度比）	11.6%削減	↗	35%削減
年間のリサイクル率	26.4%	↗	45%
二酸化炭素排出量	1,159ｔ（16年度）	↘	1,100ｔ以下（5%以上削減）
緑被率※	17.1%	↗	20%
野鳥の年間確認数	51種類	→	50種類以上の維持
日常生活で環境負荷への軽減に配慮した行動をとっている区民の割合	74%	↗	100%

※ ⇒ 用語解説

重点施策項目

- みどりの保全・創出の推進（P87）
- 環境負荷低減の推進（P112）
- 資源循環型まちづくりの推進（P112）
- 多様な主体との連携による環境行動の推進（P113）

6　ふれあい・にぎわいプロジェクト

（1）課題

社会の成熟、長寿社会の到来、生活意識の多様化により、生きがいやゆとりが求められ、生涯学習、健康づくり、スポーツ・レクリエーション、芸術文化への関心や自主的な活動に対する意欲が高まりを見せています。地域への関心・愛着の大切さ、住民の主体的な地域課題への取組の必要性が改めて課題になってきています。

また、地元商店街や地域産業の振興を図るとともに、地域特性を活かしつつ観光の観点を踏まえた取組が重要になっています。地域の誇りやまちの魅力をアピールする「観光まちづくり」は、経済面に大きな波及効果をおよぼすだけでなく、地域の活性化に影響を与え、地域の絆を強め、まちの価値やにぎわいを高めるものでもあります。

人生85年時代を健康で生きがいをもって学び・活動することができる環境づくり、住民が地域に関心と愛着をもち主体的に課題に取り組むことができる地域づくりが求められています。

目黒川と桜並木、古くから立地する神社仏閣、地形がつくる数多くの坂道、中目黒や自由が丘をはじめとするおしゃれな街並み、独特のコミュニティ組織など、目黒区特有の地域、歴史、自然、芸術・文化、産業、活動を生かして、すべての人がかかわりをもつ「ふれあいとぎわいのあるまちづくり」を進めることが必要になっています。

（2）取組の方向と目指す姿
「人のふれあいとまちのにぎわいを増進します」

○ 住民が地域に関心・愛着をもち、町会・自治会等の活動や、これらと連携した住区住民会議をはじめとする地域の活動に数多くの住民が参加していて、地域のコミュニティ活動や地域課題への取組が活発に展開されています。また、健康づくり、スポーツ・レクリエーション、まちづくり活動をはじめとする様々な分野での公益活動が活発化しています。

○ 区民まつりやリバーサイドフェスティバルをはじめ各種イベントが年々盛り上がりを見せるとともに、国内都市交流、国際交流をきっかけとする区民・地域・多文化の交流が活発に行われています。

○ 地域の商店街が活気とにぎわいにあふれ、魅力ある街になっているとともに、目黒を代表するブランドが複数存在し、これに影響されて次々に新商品・製品や新技術が生まれる素地が区内産業に生まれています。

※ ⇒ 用語解説

○ 神社仏閣、公園などの観光スポットを訪れる人が年々増加しています。

指　　標

項　　目	現状値	方　向	目標値
住区センター別集会室利用率（平均）	57.1%	↗	70%
区内事業所数総数	12,611 事業所	↗	14,930 事業所
主要駅の平均乗降客数　中目黒 自由が丘	185,998人 227,391人	↗	250,000人 300,000人
多言語による情報提供	8種類	↗	10種類
社会教育、スポーツ・レクリエーション活動に参加したことがある区民の割合	31.0%	↗	40%
区内で美術・音楽・演劇に接したことのある区民の割合	53.1%	↗	63%

重点施策項目

- 様々な公益活動の促進（P51）
- 住区住民会議の活性化支援（P51）
- 多様な地域交流・多文化共生の推進（P51）
- 商店街活性化の推進（P53）
- 中小企業等の経営基盤の強化（P55）
- 観光まちづくりの推進（P56）

※ ⇒ 用語解説

第４章

計画を推進するために

第１節　協働を基本とした区政の推進

第２節　コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進

第３節　身近な政府としての自治体運営の確立

第１節 協働を基本とした区政の推進

地方分権※の進展によって、地域の課題を地域の実状に合わせて市民とともに解決するという姿勢が、自治体にますます求められるようになってきました。地域課題へのこうした取組を進めるため、市民と行政の連携・協力のあり方として「協働」が全国的に広がりを見せ、様々に展開されています。

協働の考え方が広く求められるようになってきた主な理由としては、次のようなことが挙げられます。

- 市民や地域のニーズの多様化に伴い、きめ細かく質の高い公共サービスが求められるようになってきたこと。公共サービスを維持・拡充するためには、「公共＝行政」を前提としたシステムを見直す必要があること。
- 阪神・淡路大震災を契機として市民活動が広がりを見せる中で、社会貢献を意識した様々な活動を行う団体が増え、公共分野の担い手として活躍が期待されるようになってきたこと。「特定非営利活動促進法」「公益法人改革三法」の施行や寄付金税制の拡充がなされ、市民活動の活動条件に影響を与えていること。
- 行政だけでは解決できない課題が増加し、市民との連携により効果が上がると考えられるようになってきたこと。地域の実状に合わせた自治体運営には、今まで以上に市民の意思を反映しながら施策を展開する必要があると認識されるようになってきたこと。

目黒区では、以前から、まちづくりの様々な場面で区民の参加や地域団体との連携による取組を積極的に進めてきました。まさしく協働のさきがけといえるものです。こうした取組を更に広げ、発展させるため、本区の基本構想は、住民自治の確立に向けて、区民と行政が対等な立場で、ともにまちづくりを進めるという考え方を表わした「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」を基本方針の一つとして大きく打ち出しました。平成18年には、協働を基本に据えた区政運営の確立を目指して「協働推進方針」を策定しました。

区民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、地域住民と行政がともに地域社会を支える当事者であるという認識の下、協働による事業展開の拡充、行政情報の公表・提供による区民との情報の共有化、公正・透明で開かれた区政運営の確立、政策策定過程への住民参加の拡充、協働を推進する職員の育成、公益活動の活発化を支える情報・連絡態勢の整備、助成制度の見直しを含めた活動団体への支援策の検討、組織横断的な課題へ対応できる行政組織の構築など多くの課題を解決していく必要があります。

区は、自治意識に支えられた目黒らしい個性豊かな地域社会の構築に向けて、協働事業が広がる環境づ

※ ⇒ 用語解説

くり、区民活動が活発に行われる環境づくり、行政への参画が拡大する環境づくりの取組を積み重ねることにより、協働を基本とした区政を推進していきます。

施策の体系　1　協働を基本とした区政の推進

具体的な施策は、「第２章第２節第１　豊かなコミュニティの形成」（P49）「本章第３節　身近な政府としての自治体運営の確立」（P135）に記載

※ ⇒ 用語解説

第２節
コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進

本区は、昭和49年から生活圏域（住区・地区）を設定し、コミュニティ活動の場となる住区センターの整備を進めるとともに、コミュニティ形成に向けた地域の各種団体と住民の参加の場として住区住民会議の組織づくりを提案し、運営を支援してきました。その結果、住区住民会議は、住区センターの運営管理をはじめ多様な事業活動を展開し、住区単位のコミュニティ形成に大きく寄与してきました。

特色あるまちづくり方式としての住区住民会議ですが、時代の変遷とともに区の支援の仕方にも変化がありました。特に、住区センターにサービス事務所を設置し、行政サービスと住区住民会議や町会・自治会への支援を合わせて行う体制を改め、地区サービス事務所制に移行した平成7年度は大きな変化となりました。

平成12年の基本構想では、「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」が区政運営の基本方針となりましたが、その趣旨の根底にあるとおり、住民が自分の住む地域に関心をもち、お互いの意見を尊重し協力関係を築きながら、連帯感に支えられた住み良い地域社会づくりを進めることは、住民自治や民主主義など自治体の存立基盤をなすものであり、区政の普遍的な課題です。

あらためて地域の様々な取組の現状をみると、町会・自治会が防災、防犯、交通安全、福祉、子育て、環境など幅広い分野で活動を展開し、町会・自治会と連携した日赤奉仕団、消防団、共同募金会、清掃協力会等が活動を行うことにより、地域の発展に大きく貢献しています。また、特定の目的をもって活動をするＮＰＯ※・ボランティアグループをはじめ様々な活動団体による公益活動や社会貢献活動が広がりをみせていること、行政との関係では地域から各種審議会への参加や行政の委嘱を受けて地域で活動する区民が多数にのぼっていることなど、地域の取組は確実に広がってきています。

一方で、少子高齢化、住民移動率の高さ、近隣関係の希薄化や孤立、都市における住民の匿名性など社会的背景の下で、高齢者・障害者への対応、消費生活、教育や子育て支援などをめぐって解決すべき地域課題が数多くあります。地域での共通の基盤に立った解決が求められるこうした分野においては、コミュニティの形成を通じた取組や地域と行政との連携による取組が重要であり、本区においては、地域の様々な団体や住民の参加による住区住民会議の存在と社会的役割への期待があるとともに、課題も残されています。

地域の課題解決に向けた取組を促進するには、住区住民会議の活動に対する地域住民の参加機会のより一層の拡大や町会･自治会など地域の様々な団体との更なる連携強化を図ることが重要なポイントになり

※ ⇒ 用語解説

ます。

今回、基本計画を推進するための区の取組姿勢の一つとして、コミュニティ形成を通じた地域課題への取組を掲げました。目黒区が住みよい自治体として発展するためには、区政運営における区民との協働とともに、区民同士の公益活動も協働としてとらえ、こうした協働による地域での取組も同様に重視すべきと考えるからです。

本区が目指すまちづくりに向けて、両方の協働が相まって進展するよう、住民自治の確立を目指した協働の理念の共有に努めるとともに、コミュニティ形成を通じた地域課題への取組を推進します。

施策の体系　2　コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進

具体的な施策は「第２章第２節第１　豊かなコミュニティの形成」（P49）に記載

※ ⇒ 用語解説

第３節
身近な政府としての自治体運営の確立

国、地方の財政難や税収の地域間格差拡大を背景として、道州制の導入、税制改正などが議論されています。

特別区は、平成12年度の都区制度改革により、地方自治法上で明確に基礎自治体に位置づけられ、事務機能の拡充、財政自主権の強化が図られました。今後は更に、地域の総合的な行政主体として、財政自主権に裏打ちされた自治権の拡充を図り、地域の特性を踏まえた区政運営が求められており、この実現に向けては、都区の事務配分、税財政制度など、引き続き都へ強く働きかけていく必要があります。同時に、高度に集積した都市機能によって生じる大都市特有の様々な課題に関して、広域的な連携を効果的に機能させる必要があります。

地方分権※に伴って拡大した権限と責任にふさわしい区政を展開するためには、住民自治の確立を理念に置き、ＩＣＴ※の進展を踏まえた様々な情報媒体を効果的に活用して、行政情報の積極的な公表・提供を通じて区民との情報の共有化を図り、公正・透明で開かれた区政運営に努めることが必要です。また、政策策定の早い段階から、多くの区民が主体的にかかわることを基本として、政策策定過程での住民参加を更に拡充し、より多くの区民の声を区政運営に反映することが求められます。

他方、地域の実状に即した主体的な区政運営を行っていくためには、区政を取り巻く状況の変化を踏まえ、様々な課題に的確に対応できる柔軟な行財政運営を行うことが不可欠です。区は、これまでも行財政改革に積極的に取り組んできましたが、引き続き財政構造の健全化と安定的な財政基盤構造の確立を着実に進め、行政サービスに対する区民の満足度を上げるため、行政サービスのあり方を常に見直し、執行方法の改善や事務事業のスクラップ・アンド・ビルド※に取り組むなど、不断の行財政改革を進めていく必要があります。

行財政の改革に伴っては、行政需要に機動的･弾力的に対応できる組織整備を行うとともに、職員が知識と経験を十分に施策に生かし、区民のための区政を展開していけるよう、職員の資質の向上や働きやすい職場の環境づくりを推進することが必要です。また、職員の意見・提案を反映させる多様な手法を導入するなど、政策形成過程への職員参加を推進していくことも大切です。

そのほか、インターネットをはじめとするＩＣＴ※の急速な進展に伴っては、区民サービスの向上に向けたＩＣＴ※の積極的な活用に取り組む必要があります。ＩＣＴ※活用にあたっては、より質の高い行政サービスを提供するため、情報システムをより効果的かつ多角的に利用し、業務を再構築して情報の共有

※ ⇒ 用語解説

化や業務処理能力の向上を図ることが重要です。

情報化の進展に伴って、コンピュータウイルス※や不正アクセス、個人情報の漏えいなどに関する事件・事故の報道が後を絶ちません。区の情報資産を守るためにも情報セキュリティ※対策の強化・充実が不可欠です。

公共施設の配置・整備の現状をみると、区には、既に170を超える施設が存在していますが、昭和40～50年代に建設したものも多く、建替え・大規模改修の時期を迎えています。一方で、計画的な施設整備の推進に加え、保育所待機児の解消や学童保育の急増対策、要介護高齢者の増に伴う介護施設など新たな施設整備も求められており、これまで以上に公共施設の配置の見直しや効率的な整備、弾力的な施設運営が必要となっています。

施設の配置や整備、用地の活用などに対する取組方針に基づき、具体的に公共施設を配置していくことが必要です。また、配置・整備にあたっては、区を取り巻く環境の変化や区民のニーズを踏まえて定期的に方針を見直すことが重要です。

施策の体系　３　身近な政府としての自治体運営の確立

- （1）地方政府としての自治・財政権の拡充
- （2）透明で開かれた区政の推進#
- （3）住民参加の仕組みの拡充#
- （4）行財政改革の推進
- （5）電子自治体の推進
- （6）公共施設の計画的配置・整備

#「協働を基本とした区政の推進」にかかる施策の一部について、本節に記載しています。

施策１　地方政府としての自治・財政権の拡充

○ 区民に最も身近な自治体として、自らの意思と責任で地域特性に応じたきめ細かな施策を総合的に展開できるよう、組織としての政策形成能力を高めるとともに、地方分権※を積極的に推進し、事務権限の拡大など自治権の拡充を進めます。

○ 財政需要に見合った財源が安定的・恒久的に確保されるよう、地方税財政制度の改革を国などに求めるほか、区の財政自主権を一層強化する方向で都区間の税財政制度の改善を都に働きかけます。

○ 都と区の役割分担や制度的な枠組みについて積極的に検討し、基礎自治体として処理することが望ましい施策･事業については、権限と財源の移譲に向けて取り組みます。

○ 防災･防犯対策、環境対策、総合治水対策、感染症対策、大気汚染対策など広域的な対応が必要となる課題の解決にあたっては、国、都、近隣区、他自治体との連携強化を図るとともに、電気、ガス、鉄道等の公共公益機関、企業や事業者との連絡協力関係を確立します。

施策２　透明で開かれた区政の推進

○ 積極的な情報公表・提供により、区民との情報の共有化を図るとともに、区民への説明責任を果たします。

※ ⇒ 用語解説

○ 区民の求める情報を分りやすく効果的に発信するとともに、自治体としての目黒区のイメージアップを図る戦略的な情報発信を進めます。
○ 時代の変化に対応して、紙による情報発信（区報、くらしのガイド等）とＩＣＴ※を活用した情報発信（ホームページ、メールマガジン※等）を相互に連携させながら充実します。
○ 行政情報のほか、地域生活情報など区民にとって魅力ある身近な情報の発信についても充実させていきます。
○ 報道機関をはじめとするマスコミなどへの情報発信を積極的に行い、区内外に対し区政の動きや区の魅力などを伝えていきます。
○ 情報開示制度を充実するとともに、情報の公表や提供を拡充し、区が保有する情報の公開を総合的に進めます。
○ 個人情報保護制度の的確な運用により、区民のプライバシーの権利を尊重し、個人情報の適切な保護を図ります。

施策３　住民参加の仕組みの拡充

○ 区民の行政への参加意欲を高め、区政を開かれたものとするため、区政に関する情報を正確に提供して区民との情報の共有化を図るとともに、区民の意見･要望の状況や反映の状況を公表します。
○ 政策形成過程の様々な段階（課題設定、立案、決定、執行、評価など）で、区民の意思を的確に反映できるようにするため、区民の判断に必要な情報を十分に分りやすく提供・説明するとともに、各段階で区民が主体的に参加できる仕組みを検討し、構築します。
○ 計画策定などの政策立案にあっては、区議会の了解の下に、区の案が変更可能な段階で区民の意見･要望を聴く仕組みを充実します。
○ 日常の業務に関する区民からの意見･要望について、より迅速・的確に対応し、可能な限り区政への意見の反映に努めます。

施策４　行財政改革の推進

○ 社会状況の変化を鋭敏にとらえ、新たな課題や区民ニーズへの対応を含め、施策の優先性・重要性に配慮した上で、限られた人材・財源等の行財政資源を最も効果的・効率的に配分していきます。
○ 従来の執行体制や執行方法を踏襲するのではなく、民間活力や情報通信技術の有効活用によって行財政運営全体の改革を不断に進め、将来にわたって質の高い区民サービスを提供し、区民満足度の向上を図っていくことを目指します。
○ 行財政改革の取組をとおして、簡素で効果的・効率的な行財政執行体制の確立を目指すことにより、身近な政府としての自治体運営の確立と区民サービスの向上に取り組んでいきます。
○ 一般財源の総額管理による予算を編成することで、経常的経費の抑制を行うと同時に、施策の重点化を図っていきます。また、中期的財政状況を見据えた財政計画を作成し、起債管理、基金管理を適切に行うことで、景気変動等に対応できる堅実な財政基盤を確立します。
○ 職場、研修、人事管理など様々な機会や手法を活用した人材の育成・活用を進めるとともに、快適な職場環境の形成を図ります。
○ 区政の基本的方向を示す各計画の策定や改定など、政策形成過程での職員参加を更に推進・充実して

※ ⇒ 用語解説

いきます。

○ 区民のために必要な施策を主体的に考える職員を育て、区の施策を充実していきます。

施策５　電子自治体の推進

○ 長期的な視野で電子自治体※を推進する体制を整備し、有効に活用できる人材を確保・育成します。

○ パソコンや携帯電話などから、いつでもどこからでも手続きや支払いができる電子申請や電子マネー※など支払い方法の拡充を図ります。

○ 制度改正や技術の進展などを踏まえ、費用対効果の高い情報システムを導入し、業務の見直しを進めます。

○ 情報システムを職員自身が評価できる仕組みをつくり、定期的に評価・改善をすることにより、費用対効果を高めます。

○ 情報システムの信頼性、安全性および効率性を高めるため、第三者機関による監査を実施します。

○ セキュリティ事故事例や技術動向を踏まえ、情報漏えい防止対策の徹底等情報セキュリティ※対策の強化・充実を図ります。

施策６　公共施設の計画的配置・整備

○ 住区（第一次生活圏域）、地区（第二次生活圏域）、全区（第三次生活圏域）の「生活圏域」に基づく潤いのある区民生活や多様な地域の活動に配慮した公共施設の配置については、圏域ごとの地域特性、既存施設の配置・設備・規模、区全体の人口構成の変化や地域間の人口増減、区民ニーズ、財政状況、社会経済の変化など様々な点を考慮しながら適正かつ効果的に行います。

○ 将来の施設配置については、地域を取り巻く社会経済情勢、財政状況の見通し、将来の人口動向などを見据えるとともに、施設のトータルコスト、施設ニーズ、民間代替施設の有無など多角的な観点を踏まえて、施設のあり方や配置を検討し、見直しを行います。

○ 新たな用地取得や施設整備については、社会経済情勢や区民ニーズを的確に把握する中で、真に必要なものに限定し、財政状況を踏まえ、計画的に進めます。

○ 既存施設については、有効活用を図るため、計画的な修繕･改修･改築を推進します。

○ 社会状況の変化により設置目的や意義が薄れた施設は廃止し、施設数の抑制に努めます。結果生じる未利用施設・用地は、転用、貸付、売却などの有効活用を図ります。

○ 施設の修繕･改修･改築に際しては、建物の長寿命化を前提として、将来の用途変更を視野におくとともに、ライフサイクルコスト（設計から取り壊しまでにかかる費用）の縮減など、的確なコスト管理を図ります。

※ ⇒ 用語解説

生活圏域別施設配置表

区分 （基本目標等）	第一次生活圏域 （住区）	第二次生活圏域 （地区）	第三次生活圏域 （全区）
豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち	区立小学校 幼稚園★	区立中学校 社会教育施設 区民体育館 区民プール	学校サポートセンター 青少年プラザ 図書館 文化ホール 美術館 歴史資料館 野球場 庭球場 男女平等･共同参画センター
ふれあいと活力のあるまち	住区集会施設	地区集会施設	区民斎場 中小企業センター 勤労福祉会館 消費生活センター
ともに支え合い健やかに安心して暮らせるまち	保育所★ 学童保育クラブ★ 児童館 老人いこいの家	地域包括支援センター★ 認知症グループホーム★	母子生活支援施設★ 子ども家庭支援センター 高齢者センター 特別養護老人ホーム★ 高齢者在宅サービスセンター★ 高齢者福祉住宅 心身障害者センター 障害者グループホーム･ケアホーム（福祉ホーム含む）★ 障害者通所施設★ 幼児療育通所施設 障害者入所施設★ 保健所、保健センター
環境に配慮した安全で快適なまち	児童公園 広場公園 街かど公園 都市緑地 防災拠点	地域公園 備蓄倉庫	区民公園 親水施設 花とみどりの学習館、自然観察舎 区営住宅、区民住宅 駐輪場★、自転車置場、自転車集積所 エコプラザ 防災センター
行政施設		地区サービス事務所 行政サービス窓口	区役所（各種事務所含む）

- 本表は、生活圏域ごとに配置・整備される施設（区外施設、道路等を除く）を示しています。
- 具体的な配置基準や配置数は、補助計画に掲げるなど施設ごとに異なるため示していません。
- ★は民間施設を含みます。地区集会施設は、社会教育館の機能を活用した施設です。

※ ⇒ 用語解説

附属資料

施策数総括表

目黒区基本構想

目黒区基本計画・実施計画改定要領

基本計画、実施計画の改定経緯

基本計画改定に関するパブリックコメント等の結果

目黒区の長期計画の経緯

用語解説

施策総括表

目標・施政	施策数	備考
基本的方向		
施策		

（基本目標別計画）

1　豊な人間性をはぐくむ　文化の香り高い町	17	
1　平和と人権施策の推進		
（1）　平和と国際交流の推進		
（2）　人権施策の推進		
（3）　男女平等・共同参画の推進		
2　生涯学習の推進		
（1）　生涯学習推進の基盤整備 （これ以外の施策は２－３～６に含む。）		
3　地域ぐるみの教育の振興		
（1）　家庭教育の支援		
（2）　地域ぐるみの子どもの育成		
（3）　家庭・地域社会と学校との連携・協力の推進		
4　学校教育の振興		
（1）「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進		
（2）　幼児教育の推進		
（3）　特別支援教育の推進		
（4）　学校施設の整備		
（5）　学校安全対策の推進		
5　社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興		
（1）　社会教育活動の促進		
（2）　スポーツ・レクリエーション活動の促進		
（3）　図書館サービスの充実		
6　芸術文化の振興		
（1）　芸術文化活動の促進		
（2）　文化財の保護		
2　ふれあいと活力のあるまち	9	
1　豊かなコミュニティの形成		
（1）　様々な公益活動の促進		
（2）　住区住民会議の活性化支援		
（3）　多様な地域交流・多文化共生の推進		
2　魅力ある商店街づくり		
（1）　商店街活性化の推進		
（2）　快適な買い物空間の整備		
3　産業・観光の振興		
（1）　中小企業等の経営基盤の強化		
（2）　雇用・就労支援の充実		

（3）　観光まちづくりの推進		
4　消費生活の向上		
（1）　消費生活の安全・安心の充実		
3　ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち	**24**	
1　健康づくりの推進		
（1）　生涯を通じた健康づくりの推進		
（2）　健康づくり活動への支援		
2　保健医療などの充実		
（1）　ライフステージに応じた保健医療の充実		
（2）　心身の状態に応じた保健医療の充実		
（3）　健康危機管理対策の充実		
（4）　生活環境の向上		
（5）　医療体制の整備		
3　地域福祉・地域ケアの推進		
（1）　保健福祉推進体制の充実		
（2）　地域包括ケアの推進		
（3）　介護予防の推進		
（4）　地域における新たな支え合いの仕組みづくり		
4　福祉のまちづくりの推進		
（1）　ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進		
（2）　心のバリアフリーの推進		
5　子育ち・子育て支援、青少年育成の充実		
（1）　子どもの育ちの支援		
（2）　すべての子育て家庭への支援		
（3）　子育てと仕事の両立支援		
（4）　青少年の健全育成		
6　高齢者、障害者などの福祉の充実		
（1）　高齢者生活支援の充実		
（2）　高齢者の社会参加の促進		
（3）　高齢者介護サービスの充実		
（4）　障害者支援の充実		
（5）　障害者就労支援の推進		
（6）　福祉基盤の整備・充実		
（7）　低所得者の支援		
4　環境に配慮した　安全で快適なまち	**24**	
1　自然環境の保全・創出		
（1）　みどりの保全・創出の推進		
（2）　河川環境改善の促進		
2　都市景観の形成		
（施策は４－３に含む。）		
3　調和のとれた都市構造の実現		
（1）　良好な都市景観形成の推進		

（2）　計画的な土地利用の促進		
（3）　地域特性に応じた市街地整備の促進		
（4）　広域生活拠点整備による街づくりの推進		
（5）　地区生活拠点整備による街づくりの推進		
（6）　木造住宅密集地域を中心とする防災まちづくりの推進		
（7）　公園等の整備・改良と利用促進		
4　道路・交通体系の整備		
（1）　道路環境の整備		
（2）　交通安全対策の推進		
（3）　放置自転車対策の推進		
（4）　公共交通の整備		
5　快適な居住環境の確保		
（1）　安定した住まいの確保		
（2）　居住環境改善の支援		
6　安全で安心なまちの実現		
（1）　総合的な危機管理態勢の確立		
（2）　災害に強い街づくりの推進		
（3）　地域防災力の向上		
（4）　復興計画の整備		
（5）　生活安全対策の推進		
7　環境への負荷の少ない地域社会の形成		
（1）　環境負荷低減の推進		
（2）　資源循環型まちづくりの推進		
（3）　公害対策の充実		
（4）　多様な主体の連携による環境行動の推進		
施策数小計	74	

（計画を推進するために（計画推進姿勢））

Ⅰ　協働を基本とした区政の推進		
（施策は１－１、Ⅲに含む）		
Ⅱ　コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進		
（施策は２－１に含む。）		
Ⅲ　身近な政府としての自治体運営の確立	6	
（1）　地方政府としての自治・財政権の拡充		
（2）　透明で開かれた区政の推進		
（3）　住民参加の仕組みの拡充		
（4）　行財政改革の推進		
（5）　電子自治体の推進		
（6）　公共施設の計画的配置・整備		
施策数小計	6	
施策数合計	80	

目黒区基本構想

（平成12年10月1日策定）

はじめに

目黒区は、昭和51年に、「人間性の尊重」を基本理念とし、「明るい豊かな人間のまち」を基本目標とする新しい基本構想を策定しました。

それから既に20年以上が経過し、この間に区民生活や区政を取り巻く状況は大きく変化してきました。

とりわけ、平成12年4月の特別区制度改革の実現と地方分権改革の推進によって、今後、目黒区は、基礎的自治体として、拡大した権限と責任にふさわしい主体的で個性豊かな自治体行政を展開していくことが求められています。

また、いわゆるバブル経済の崩壊後、社会経済状況の激しい変化を背景に、戦後のわが国の社会経済システム全般にわたって見直しが迫られる中で、少子高齢化の進行、IT（情報通信技術）の進展、女性の社会進出、国際化などが一層加速するとともに、環境への負荷の少ない社会や男女共同参画社会の形成、ボランティアやNPO（非営利活動団体）などの活動と行政との連携、生涯学習推進体制の整備など、地域や自治体行政の課題は質量ともに大きく変化し、新たな課題も数多く生じてきています。

このため、区は、新たな基本構想策定に着手することとし、平成10年10月、「基礎的自治体にふさわしい行政運営の確立」と「社会経済システム全般の見直しへの対応」を改定の基本的な視点として、目黒区長期計画審議会に「目黒区基本構想に関する全般的な検討及び内容の適否」について諮問し、平成12年3月、同審議会から「目黒区基本構想に関する検討の結果」が答申されました。

この答申を踏まえ、21世紀初めを展望し、基礎的自治体としての目黒区のまちづくりの目標とその実現方策の基本的な方向を明らかにするものとして、区議会の議決のもとに、ここに新たな基本構想を策定します。

第１章　基本構想の役割

目黒区は、すべての目黒区民の信託に基づき、目黒区の地域における公共の安全の保持、福祉の増進、生活環境の保全及び個性ある地域社会の形成と発展を目的として、区民の声を踏まえ、自らの責任と判断により政策を決定・実施し、その責任を目黒区民に対して負う基礎的自治体です。

この基本構想は、そのような基礎的自治体としての21世紀初めの目黒区を展望し、これからの区民生活やまちの姿など、その将来像を明らかにするとともに、その実現に向けて区と区民が協働して取り組むまちづくりの基本目標と、施策の基本的な方向を、「目黒区と区民の基本的な約束」として示すものにほかなりません。

したがってそれは、目黒区における計画的な行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、目黒区行政のすべての側面で尊重されることになるのはもとより、区の計画や事業などを推進していく上で生じる国

や東京都など他の行政主体との関係においても、また区に関連する民間事業者との関係においても、そして何よりも区民一人ひとりとのかかわりにおいても、最大限に尊重されるべき「目黒区まちづくりの基本ルール」としての役割を持つものです。

第２章　計画の構造

基本構想を実現するための政策手段として、基本計画及び実施計画を定めます。

基本計画は、基本構想を実現するための政策にかかわる長期的な総合計画として位置付け、その計画期間は10年とします。

実施計画は、基本計画に定める施策を具体化するための短期的な行財政計画として位置付け、その計画期間は5年とします。

それぞれの計画の初年度は、平成13年度とします。

なお、基本計画は10年ごとに改定するものとし、実施計画は社会的経済的諸条件の変化に応じて、原則として3年ごとに修正、延長するものとします。

このほか、これらの総合計画に基づき、計画を進めるに当たり、特に重要とされる諸課題については、別に実施細目を盛り込んだ課題別の補助計画を定め、計画の実効を図ることとします。

第３章　基本理念

目黒区は、この基本構想を策定するに当たり、前基本構想が基本理念としてきた「人間性の尊重」を受け継ぎ、これを現代日本の社会状況に即して更に発展させる趣旨で、次の三つの基本理念を掲げ、これらが目黒区の地域社会に実現されることを目指します。

１　人権と平和を尊重する

目黒区の行政のあらゆる局面において、また住民生活のあらゆる局面において、お互いの人権を大事にすることが人間性尊重社会の出発点であるとの認識のもとに、子どもも高齢者も、障害をもつ人ももたない人も、女性も男性も、外国人も、すべての人が人間として平等に大事にされる社会、何よりも、人権と平和を尊重する社会をつくります。

２　環境と共生する

「環境と共生することなしに真の人間性の尊重はあり得ない」という視点に立って、少しでも環境負荷を減らし、自然を守り、良好な都市環境の保全・改善に努めることを、目黒区行政のあらゆる分野に共通

する基本課題として位置付けるとともに、区民一人ひとりが、自らの行動による環境への負荷を極力少なくし、身近な都市環境の改善に取り組む社会をつくります。

３　住民自治を確立する

区民こそが、区政の主人公であり、区政に創造的に参加する主体でなければならないとの認識のもとに、主体的な地域活動や積極的な行政参加を促進し、区民の自治意識に支えられた目黒らしい個性豊かな自治体行政と地域社会をつくります。

第４章　まちづくりの方向

目黒区は、目黒区の地域社会に三つの基本理念が実現されることを目指し、「ともにつくる・みどり豊かな・人間のまち」を「まちづくりの方向」と定めます。

これは、社会経済状況が変化する中で、常に目黒区のまちづくりにおいて目指すべき基本的な方向性を示すものです。

この「まちづくりの方向」の文言は、「住民自治を確立する」、「環境と共生する」、「人権と平和を尊重する」の三つの基本理念の内容をそれぞれ象徴するものであり、目黒区のまちづくりが、主権者である区民の主体的な地域活動や行政参加の促進を通じて、住民自治の確立を図ること、環境との共生の視点に立って、環境への負荷を減らし、自然の保全や良好な都市環境の改善に取り組むこと、すべての人が人間として平等に大事にされ、人権と平和を尊重する社会を目指すことを、方向として進められることを表すものです。

第５章　基本理念を実現するための基本目標と基本方針

１　基本理念と基本目標・基本方針の関係

目黒区は、目黒区の地域に三つの基本理念を実現するために、次のとおり、「四つの基本目標」と「三つの基本方針」を定めます。

基本目標は区の政策の内容に関する基本的な目標であり、基本方針は区政のあらゆる分野に横断的にかかわる手法や手続に関する基本的な方針です。

つまり、基本目標を具体化した政策内容を、基本方針に沿った手法によって実現していくことを目指すものです。

（１）四つの基本目標

豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち

ふれあいと活力のあるまち
ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまち
環境に配慮した、安全で快適なまち

（2）三つの基本方針

区民と行政の協働によるまちづくりの推進
男女が平等に参画する社会づくりの推進
基礎的自治体としての行財政能力の充実

2　四つの基本目標

（1）豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち

目黒区は、区民一人ひとりが平和を愛し、基本的人権を尊重して、人間性豊かに、だれもがその個性を発揮できるまちを目指します。

教育は、憲法や教育基本法の精神に基づいて、人格の完成を目指し、平和で人間らしい文化と社会をともに創り出していくためのものです。

目黒区は、区民一人ひとりが個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるよう、社会教育、スポーツ・レクリエーション、芸術文化の振興など生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の諸条件が整備されたまちを目指します。

また、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、社会の一員として、人権を尊重し、人間性豊かに成長することを願い、学校教育を充実させるとともに学校施設・機能の開放を進め、学校、家庭及び地域社会が連携し、地域の教育機能を高めます。

（2）ふれあいと活力のあるまち

目黒区は、地域に住む人、地域で働く人や学ぶ人、また、高齢者、障害者や外国人などさまざまな人びとが豊かな交流をし、人びとの自主性と連帯意識に基づいた多様な地域活動が活発に展開されることにより、豊かなコミュニティづくりを通じての住みよい地域社会の形成を進めます。

また、豊かで暮らしやすく活力あるまちづくりを進めるためには、地域経済の発展は重要な課題です。

にぎわいとふれあいのある魅力的な商店街がまちにあり、新しい時代を担う地域産業が盛んに展開され、人びとがいきいきと働けるまちを目指します。

さらに、安全で安心できる消費生活の実現を図ります。

（3）ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまち

目黒区は、保健、医療、福祉など幅広い視点に立って、安心して子どもを産み育て、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で生活を続けることができるまち、そして、すべての区民が生涯を通じて健康にいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

また、ノーマライゼーションの考え方を基本に、だれもが安全で快適に暮らすことができる、人

にやさしいまちづくりを推進するとともに、区民、事業者、行政の協働により、区民一人ひとりの権利が守られた、ともに支え合う地域づくりを進めます。

（4）環境に配慮した、安全で快適なまち

目黒区は、良好な住環境と貴重な自然を守り、はぐくむとともに、地域の特性に配慮した市街地の形成や人にやさしい都市基盤施設の整備などを進め、環境にやさしい、いつまでも安心して住み続けることができるまちを目指します。

また、これらのまちづくりに当たっては、区民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割と責任を果たしていくため、多様な参加と協働の仕組みづくりを進めます。

3　三つの基本方針

（1）区民と行政の協働によるまちづくりの推進

基礎的自治体にとって、住民が地域社会に関心を持ち、自治意識と連帯感を共有し、互いの意見を尊重しながら、地域の課題やまちづくりに取り組む地域共同体として、コミュニティの形成は、欠くことのできない基本的な課題です。

また、高齢社会における福祉や防災、環境問題、高度情報化への対応など、地域社会の課題の解決を図るとともに、地方分権の時代にふさわしい住民自治を実現していくためには、自治体は、ボランティアやNPO（非営利活動団体）など住民によるさまざまな自主的な公益的活動に対して、住民による主体的な自治の取組みとしてその活発化を支援する立場から、連携・協力関係を築いていくことが必要です。

このため、区は、住民自治の確立に向け、IT（情報通信技術）の進展に伴うさまざまな情報媒体を活用して、行政情報の公表や提供などを通じて説明責任を積極的に果たし、公正・透明で、開かれた区政運営に努めるとともに、コミュニティ活動をはじめ、区民の主体的な地域活動の支援と実効性ある住民参加システムの構築を図り、区民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

なお、「区と区民の協働」に求められる関係とは、地域住民は地域づくりにおける主体であるとともに、その担い手であるという住民自治の理念のもとに、地域住民と行政が、ともに地域社会を支える当事者であるという認識に立って、両者が従属的・依存的でなく、一定の距離と緊張関係をもって相互に影響しあいながら、共通する目的の実現を目指して連携・協力する関係です。

したがって、協働するに当たって、行政は、区民の活動が自主的・自律的に展開されるよう、また、区民の活動と行政の活動の協働効果が最大となるよう、さらに、区民の自主的活動の発展が地方自治の成熟に結びつくよう留意していくことが必要です。

（2）男女が平等に参画する社会づくりの推進

性別によって差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることがなく、男女ともに、自立した個人として人権が尊重される男女平等社会を実現するためには、女性も男性も等しく個人の能力を発揮し、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合う社会を形成していくことが必要です。

このため、区は、関係施策を総合的・計画的に推進するとともに、あらゆる行政分野に男女平等の視点を導入し、男女が平等に参画する社会づくりを推進します。

（3）基礎的自治体としての行財政能力の充実

区は、基礎的自治体として、拡大する権限と責任にふさわしい主体的かつ個性豊かな区政を展開していくとともに、限りある行政資源の中で、増大し、多様化する行政需要にこたえつつ、区民福祉の一層の向上に努めていかなければなりません。

このため、区は、区民への説明責任を積極的に果たしながら、行政の責務として絶えず行財政改革に取り組み、財政構造の健全化と安定的な財政基盤の確立を図るとともに、時代の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効果的･効率的な行政執行体制の確立を目指します。

また、特別区制度改革の実現と地方分権の推進によって拡大した区の権限と責任にふさわしい区政を展開できるよう、組織としての政策形成能力の向上を図るとともに、国及び東京都への働きかけを通じて、権限に見合った財源の安定的・恒久的な確保に努めます。

さらに、住民の信託に基づく「身近な政府」として、自らの責任と判断によって、より主体的な自治体行政の展開が可能となるよう、事務権限と財政自主権の一層の拡充に向けて取り組み、地方自治の確立を目指します。

第６章　基本目標を実現するための施策の基本的方向

三つの基本方針に沿って、四つの基本目標を実現していくために必要な施策の基本的な方向を、次のとおり定めます。

1　豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち

（1）平和と人権施策の推進

「目黒区平和都市宣言」の普及や平和祈念事業を通じて、平和に対する意識を高め、平和を築き守る取組みを推進するとともに、外国人との交流を進め、国際理解を深めます。

また、区民一人ひとりが、地域社会の中で自立した人間として、性別、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、個性と能力を十分に発揮でき、平等に社会参画ができるように環境を整備するとともに、人権意識の高揚を図ります。

（2）生涯学習の推進

区民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学習機会を選択し、いきいきと学び、学び合うことができる豊かな学習社会の実現を目指し、学校教育、社会教育の分野を含め、生涯学習の基盤整備を進めます。

（3）地域ぐるみの教育の振興

いじめをなくし、自他の生命を大切にするなど、子どもたち一人ひとりが心豊かに育つことを目指し、学校、家庭及び地域社会が連携して協力を深め、地域の教育機能を高めます。

また、開かれた学校を推進するために学校施設・機能の開放を進めます。

（4）学校教育の振興

子どもたち一人ひとりが、生涯を通じて心豊かに主体的・創造的に生きていくことができるように、基礎的な学力、自主的判断力、豊かな情操などの資質や能力の育成を進めます。

また、区立学校、区立幼稚園については、児童、生徒及び園児にとって望ましい集団規模を確保しつつ施設の整備・充実に努め、私立幼稚園に対しては幼児教育全体の質的向上を図るため各種の支援事業を進め、教育環境を向上させます。

（5）社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興

区民一人ひとりが生涯を通じて、生きがいづくり、健康づくりを進めることができるように、児童、生徒から高齢者までだれもが参加できる活動の場、学習機会、スポーツ・レクリエーションの機会を提供するとともに、指導者の育成・確保、情報の提供を通じて区民の活動を支援します。

（6）芸術文化の振興

区民が優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、区民の芸術文化活動を支援し、新しい文化の創造に寄与する各種機会を提供します。

また、郷土に伝わる文化財を、保護・継承します。

2　ふれあいと活力のあるまち

（1）豊かなコミュニティの形成

地域に住む人、地域で働く人や学ぶ人、また、高齢者、障害者や外国人などさまざまな人びとや企業が地域社会に参加し、互いを尊重し理解し合いながら、豊かな交流と温かなふれあいのできるまちを目指します。

そして、地域活動団体や個人によって、まちづくり活動やボランティア活動、生涯学習活動など、さまざまな地域活動が自由に展開されることを通して、自主性と連帯感に基づいた住民主体の住みよい地域社会の形成を進めます。

（2）魅力ある商店街づくり

それぞれの商店が創意工夫により発展するとともに、商店街のイベントなど商店の自主的活動を活性化させ、地域のまちづくりと連携しながら、地域の核として、交流の場、憩いの場、ふれあいの場となるにぎやかで魅力的な商店街づくりを目指します。

（3）産業の振興

社会経済情勢の変化に中小企業自らの力で迅速かつ柔軟に対応できるよう、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、新しい時代を担う地域産業の創出・育成支援などを進め、地域社会とともに発展する区内産業の活性化を目指します。

また、中小企業をはじめ、あらゆる職場で働く人びとの労働条件の向上に向けた啓発と福利厚生の支援に努めるとともに、身近な就業先として、高齢者や障害者などにとって働きやすい雇用の場を確保し、だれもがいきいきと働けるまちづくりを進めます。

（4）消費生活の向上

大量生産、大量消費の生活様式や事業活動の在り方を見直し、環境にやさしい消費生活を送るため、商品やサービスについての情報がはん濫する中で、区民が自らの判断に基づいて的確に商品やサービスを選択できるよう、消費者教育などの啓発事業や相談事業などを推進するとともに、事業者に対し、情報公開や商品の表示義務の履行を働きかけ、消費者の権利の確立を目指します。

3　ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち

（1）健康づくりの推進

「自らの健康は、自分で守り、つくる」という認識に立って、区民が主体的・継続的に健康づくりに取り組むことができるように、保健医療だけでなくスポーツ振興をはじめ福祉や教育など幅広い連携により、区民の生涯を通じた健康づくりを総合的に推進します。

（2）保健医療などの充実

一人ひとりの心とからだの状態やライフステージに応じた病気の予防、早期発見、治療などに対応するため、総合的な保健医療の対策を進めるとともに、保健医療施設の整備や従事者の確保及び資質向上など、保健医療基盤を充実します。

また、区民、事業者、行政の連携により、食品、医薬品の安全確保や住まいなどの生活環境の改善と向上を図ります。

（3）地域福祉・地域ケアの推進

だれもが自立した生活を送ることができるようにするため、保健、医療、福祉の連携により、身近な地域でのサービス提供体制や一人ひとりの状態に見合ったサービス内容の充実を図るとともに、区民、事業者、行政の協働による相互の支え合いや権利を守る仕組みを確立します。

（4）福祉のまちづくりの推進

子どもも、高齢者も、障害者も、だれもが安全で快適な生活を送ることができるようにという視点で、さまざまな施設・設備のバリアフリー化や居住環境の改善などを促進し、日常的な生活や行動に妨げのない福祉のまちづくりを進めます。

（5）子育て支援・青少年育成の充実

安心して子どもを産み育てられるように、保健、医療、福祉、教育などの連携により総合的な子育て支援を推進するとともに、地域での子育て支援活動の促進や多様な保育サービスの充実を図ります。

また、福祉、教育の連携や家庭、地域、行政の協力により、さまざまな交流や体験の機会を充実させるとともに、児童や青少年の権利が守られた魅力ある地域環境づくりを進めます。

（6）高齢者、障害者などの福祉の充実

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で生活を続けられるように、保健、医療、福祉の連携によるサービスの充実や施設の整備を図るとともに、生きがいや生活の安定を確保するため、主体的に社会参加や自己実現を行うことができる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする区民が、必要な介護サービスを的確に受けることができるように、総合的な介護支援の充実を図ります。

4　環境に配慮した安全で快適なまち

（1）自然環境の保全・創出

身近なみどりや河川などの水辺環境の保全・整備を行うとともに、生態系を重視した自然環境の回復や新たな創出を通して、自然と共生し、ふれあうことのできる潤いのあるまちづくりを進めます。

（2）都市景観の形成

区民、事業者、行政の連携・協力により、自然環境や歴史的資源の保全、地域の特性を生かした街並みの創出、身近な生活環境の美化などを通して、魅力あふれる都市景観の形成を進めます。

（3）調和のとれた都市構造の実現

区民の参加と協働を通して、住環境を守る立場から、地域の特性に応じた適切な土地利用を目指します。

また、居住者、在勤者、高齢者、障害者など、だれにとっても安全かつ魅力的で快適な都市機能・都市基盤を構築し、区民のさまざまな都市活動を支えます。

（4）道路・交通体系の整備

都市交通の安全性・機能性の向上と、住環境に配慮した都市交通体系の整備を目指し、関係機関との連携を図りながら、道路の体系的整備を進めるとともに、歩行者、自転車にとっても便利な道路整備を進めます。

併せて、交通安全対策及び放置自転車に対する総合的な対策の充実を図り、歩行者環境の整備に努めます。また、公共交通体系の整備を促進し、交通の利便性、生活空間の拡大を図ります。

（5）快適な居住環境の確保

良質な住宅の供給を促進し、住宅困窮者をはじめ区民だれもが、ともに豊かに住み続けられるまちを目指します。

また、住宅のバリアフリー化などの推進を通して、高齢者や障害者などが地域の中で安心して暮らせる、人にやさしい居住環境を整備します。

（6）安全で安心なまちの実現

都市基盤施設や防災施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めます。

また、安全なまちづくりへの区民の自主的な取組みを支援し、災害に強い地域社会づくりを進めるとともに、地域社会全体が協力して、犯罪のない、安心して生活できるまちづくりを目指します。

（7）環境への負荷の少ない地域社会の形成

限りある資源を節約し、地球規模の環境問題に対応するため、省資源・省エネルギーの啓発・普及などに努めるとともに、ごみ減量、リサイクルを推進して、環境への負荷の少ない社会の形成を目指します。

また、自動車公害や近隣騒音などの都市・生活型公害の改善・防止に、関係者、関係機関とともに取り組み、公害のない快適なまちづくりを進めます。

（8）環境を保全・創出していくための仕組みづくり

区民、事業者、行政が、それぞれ環境問題への認識を深め、生活や事業活動の在り方を見直し、自然環境の保全・創出や環境への負荷の少ない地域社会の形成に向けて、ともに連携して行動する仕組みづくりを進めます。

目黒区基本計画・実施計画改定要領

（平成20年9月26日政策決定会議決定）

1　改定の目的

本区は、平成12年10月、「人権と平和を尊重する」「環境と共生する」「住民自治を確立する」の３つを基本理念とする基本構想を策定するとともに、基本構想を実現するための政策にかかわる長期的な総合計画として、平成13年度からの10か年を計画期間とする基本計画を策定した。また、平成13年３月には、基本計画に掲げる施策を具体化するために、財源の裏付けをもった行財政計画として、平成13年度からの５か年を計画期間とする実施計画を策定し、これら長期計画に基づき、区政のあらゆる分野で様々な施策・事業を展開してきた。平成16年３月、平成19年３月には、３年ごとの実施計画の修正・延長を行い、状況変化を踏まえた課題への適切な対応にも努めてきた。

この間、少子高齢化のさらなる進展や人口減少社会の接近、安全・安心の確保、地球的規模の環境問題、社会の様々な面での格差問題、都区のあり方の検討、地方分権改革など、新たに対応すべき行政課題がますます増加している。今後、状況変化を的確に捉えた長期的展望をもって、より横断的かつ柔軟に課題へ対応するとともに、区職員構成の大きな変化が加速する中で、複雑・多様化する行政課題へ適切に対応することができるよう、いっそう簡素・効率的な組織・執行体制を構築することが求められている。

一方、近年の区財政は、特別区民税収入の伸び、着実に取り組んできた行財政改革等によって一定水準を保っているが、中長期的には、増加する行政課題に対応できる大幅な財源確保を期待することは困難な状況である。新たな課題への対応や区立施設の修繕・改修への必要な対応等も踏まえると、さらに厳しい行財政運営が予想される。

こうした状況を踏まえ、区の置かれた環境変化や区が取り組むべき諸課題へ的確に対応するため、基本計画の改定年次を１年繰り上げ、新たな基本計画及び実施計画を策定する。

2　改定の範囲

基本計画、実施計画ともに基本構想の趣旨を踏まえ、新たな状況に即して、全般的に改定を行う。

3　計画の期間

計画の期間は、基本計画、実施計画ともに平成22年度を初年度とし、基本計画は10年、実施計画は５年とする。ただし、実施計画は、原則として３年毎に修正・延長を行うこととする。

4　改定の時点

改定の時点は、基本計画については平成21年10月、実施計画については平成22年３月を予定とする。

5　改定案の作成方針

（1）改定案の作成に当たっては、広範かつ丁寧に区民意見・意向の把握に努めるとともに、陳情、世論調査等の広聴活動、各種区民意識調査その他日常の行政執行の中で得られた情報を踏まえ、区民要望や行政需要の適切な反映に努めること。

（2）現行計画策定後の社会経済状況の変化に関する情報を収集し、事前に実施した基本構想の検証及び基本計画の総括の結果と併せて、収集した各種データ等を生かした計画立案に努めること。

（3）区議会要望事項に十分留意し、計画への反映に努めるとともに、区の付属機関、諮問機関等からの答申・提言・報告の趣旨の反映に努めること。

（4）国･東京都との関連施策･事業は、国･東京都の政策･計画動向等の情報収集に努め、整合を図ること。

（5）保健福祉、子育て、街づくり、環境、教育等各分野の補助計画との整合を図るとともに、協働の観点から、区民、ＮＰＯ、関係団体、事業者ほか多様な地域主体との連携・協力による施策・事業の計画化を図ること。

（6）計画策定後の施策・事業の実施効果を的確に把握するため、成果指標を導入するなど、計画の目標や施策の成果が明らかになるよう工夫すること。

（7）施策・事業の必要性、有効性、効率性、優先性を精査するとともに、時代にそぐわない又は意義の薄れた施策・事業は積極的に見直し、施策の選択・重点化を図ること。

（8）施設整備等に係る施策・事業に関しては、社会経済情勢や行政需要を的確に捉えた真に必要なものとするとともに、施設の複合化や統廃合等による効率的な配置・整備に努めること。

（9）実施計画改定案の検討に当たっては、上記のほか、次によること。

ア　新たに実施計画に計上する事業については､基本計画改定案に掲げた施策にかかわる事業のうち、平成22 ～ 26年度の間に財源の裏付けと事業量を明らかにして計画的に取り組む必要のある事業で、次のいずれかに該当する事業を対象とする。

（ア）施設計画

①　計画期間内に完成し、又は工事や設計に着手する事業（例：新築・改築・大規模改修、公園整備、道路整備など）

②　計画期間内に調査研究等実施準備に着手する事業

（イ）非施設計画

計画期間内に新たな制度の創設や取組が必要な事業及び既存事業を計画的に拡充する必要のある事業で、特に重要な事業（例：○○システムの開発、○○助成事業の拡充など）

イ　現行の実施計画に掲げる事業については、行政需要の変化、実現可能性、緊急性、優先性等を再検討し、次のとおり必要な見直しを行う。

（ア）引き続き実施計画に計上する事業については、アに準じて選定する。

（イ）事業内容及び事業費の見直し、実施年次の変更、計画の廃止等についても十分に検討する。

（ウ）計画事業のうち、完了又は経常化した事業については、計画から除外する。

（10）各部局の所属長は、所属職員に対し、基本計画及び実施計画の改定の趣旨を十分に周知するとともに、改定案の作成に当たっては、所属職員の意見を反映させるよう努めること。

（11）他の部局や関係機関に関連する施策・事業は、関係する部局や関係機関と十分な調整を図ること。

6　区議会の意見の反映

計画策定の各段階で報告し、区議会の意見・要望を求める。

7　住民参加

素案の段階で、区報等により、区民及び関係団体に周知するとともに、意見・要望を求める。

8　改定日程

別紙のとおり。

以　　上

（別紙）

改定スケジュール（予定）

時　　期	内　　容	
20年　9月	計画改定要領決定	
	【基本計画改定】	【実施計画改定】
10月	改定計画案作成開始	
21年　2月	改定原案作成	
21年　5月	改定素案作成	改定計画案作成開始
	素案公表・説明会、区民意見募集	
	区民意見集約・反映	
8月	改定計画案作成	改定原案作成
9月	改定基本計画決定	
10月	改定基本計画公表	改定素案作成
		素案公表・説明会、区民意見募集
		区民意見集約・反映
22年　2月		改定案作成
3月		改定実施計画決定、公表
4月	改定基本計画・実施計画のスタート	

基本計画の改定経緯

平成20年　4月	「長期計画の改定について」の策定
	庁内検討組織「基本計画改定等検討委員会」の設置
5月	議会報告：長期計画の改定について
6月	「基本構想の検証及び基本計画の総括」調査の実施
	議会報告：区民意識調査の実施について
	計画改定の基礎資料とするため「区民意識調査」の実施
8月	議会報告：計画改定着手前の区民意見募集実施について
	計画改定着手前の「区民意見募集」の実施（8/15 ～ 9/19　区報8/15号）
9月	「区政に対する意識調査」（区民意識調査）報告書の作成
	「基本構想の検証及び基本計画の総括」結果の作成
	「計画改定に係るデータ資料集」の作成
	「基本計画・実施計画改定要領」の策定
10月	議会報告：基本計画・実施計画改定要領について／基本構想の検証及び基本計画の総括の結果について／区政に対する意識調査結果について／計画改定に係るデータ資料集
	「区民と区長のまちづくり懇談会」の開催（テーマ：基本計画改定）
11月	計画改定着手前の「区民意見募集」結果のまとめ
	議会報告：計画改定着手前の区民意見募集結果について
平成21年　4月	「基本計画改定素案」のまとめ
5月	議会報告：基本計画改定素案について
6月	基本計画改定素案の公表（区報臨時号（6/1号）、ホームページ等）
	「基本計画改定素案」パブリックコメントの実施（6/1 ～ 7/10）
	基本計画改定素案地区別説明会の開催
9月	「基本計画改定案」のまとめ
	「基本計画改定素案に対するパブリックコメント等の結果」の作成
10月	議会報告：基本計画改定案について
	基本計画の決定
平成22年　2月	基本計画、基本計画概要版の作成・配付

基本計画改定に関するパブリックコメント等の結果

1　パブリックコメント等の実施

基本計画改定に当たり、広く区民の意見を聴くため、改定着手前の段階と改定素案を決定した段階で区民意見を募集しました。

（1）基本計画改定に向けた意見募集（改定着手前）

【区民意見募集】（改定着手前）

○ 募集期間：平成20年8月15日～ 9月17日

○ 周知方法：めぐろ区報（8/15号）、目黒区ホームページ、周知用チラシ

改定着手前の段階の平成20年8月15日から9月17日まで改定に向けた意見を募集しました。併せて、10月16日から10月30日にかけて計6回実施した「区民と区長のまちづくり懇談会」でも改定についてご説明し、ご意見をいただきました。これらのご意見を参考に改定素案の作成に着手しました。

基本計画改定に向けた意見（改定着手前）の集計結果

（1）提出者数

区　分	種　別				計
	書　面	ＦＡＸ	メール	電　話	
個　人	1	1	11	3	16
団　体			2		2
議　会			1		1
計	1	1	14	3	19

（2）分野別意見数

分　　野　　名	意見数
1　豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち	3
2　ふれあいと活力のあるまち	2
3　ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち	14
4　環境に配慮した　安全で快適なまち	11
5　基本方針	1
6　全般	9
総　　計	40

（2）基本計画改定素案に対するパブリックコメント

改定素案を公表した段階の平成21年6月1日から7月10日まで素案に対する意見を募集しました。また、6月17日から6月27日にかけて計6回の説明会を実施しました。併せて、区政モニターへの意見募集を行いました。これらの意見募集は、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

【パブリックコメント】（改定素案）

○ 募集期間：平成21年6月1日～ 7月10日

○ 周知方法：めぐろ区報（6/1臨時号）、目黒区ホームページ、周知用チラシ

【地区別説明会】

○ 実施時期：平成21年6月11日～ 6月27日

【区政モニターアンケート】

○ 募集期間：平成21年6月8日～ 6月25日

○ 対　　象：区政モニター　88人

基本計画改定素案に対するパブリックコメントの集計

（1）　提出者数

		書　面	ＦＡＸ	メール	計	
ア	区民意見					
	個　人	9	17	31	57	
	団　体	3	1	7	11	
	議　会	4		2	6	
	計	16	18	40	74	・・・①
イ	説明会				26	・・・②
ウ	区政モニター				52	・・・③
	合　　計				152	・・・①＋②＋③

（2）　分野別意見数　※１つの意見が複数の分野に該当する場合があります。

分　　野　　名	意見数			
	区民意見	説明会	区政モニター	計
1　豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち	88	18	61	167
2　ふれあいと活力のあるまち	29	4	65	98
3　ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち	115	6	69	190
4　環境に配慮した　安全で快適なまち	50	1	76	127
5　計画を推進するために（計画推進姿勢）	18	6	28	52
重点プロジェクト	14	1	41	56
総論	24	0	35	59
その他	10	5	3	18
総　　計	348	41	378	767

2　パブリックコメント等の取扱いと結果の公表

これらのパブリックコメント等で頂いたご意見については、できる限り改定に反映させました。ご意見の内容と検討結果については「目黒区基本計画改定パブリックコメント等実施結果」としてまとめ、公表しました。区政情報コーナー、住区センターなどの区の主な施設、ホームページでご覧いただけます。

目黒区の長期計画の経緯

年　　月	基本構想	基本計画	実施計画
昭和44年　9月	「目黒区長期計画審議会」設置。長期計画を策定するための基本構想について諮問		
5月	長期計画審議会答申		
45年12月	基本構想(第一次)策定 (11/30議決)		
46年　2月		基本計画(第一次5か年計画)策定 (昭和46～50年度)	
6月			実施計画策定 (昭和46～48年度)
10月		同上　一部修正 (昭和47～51年度)	実施計画改定 (昭和47～49年度)
47年11月		同上　一部修正 (昭和48～52年度)	実施計画改定 (昭和48～50年度)
48年11月		同上　一部修正 (昭和49年～53年度)	実施計画改定 (昭和49～51年度)
49年11月		同上　一部修正 (昭和50年～54年度)	実施計画改定 (昭和50～52年度)
50年　7月	長期計画審議会に基本構想に関する全般的な検討について諮問		
51年　3月	長期計画審議会答申		
12月	基本構想(第二次)策定 (11/27議決)		
52年　4月		基本計画(新総合10か年計画)策定 (昭和51～60年度)	実施計画改定 (昭和51～55年度)
54年12月			実施計画改定 (昭和55～59年度)
57年12月			実施計画改定 (昭和58～62年度)
60年10月		基本計画(第二次総合10か年計画)策定 (昭和61～70年度)	
60年11月			実施計画改定 (昭和61～65年度)
63年11月			実施計画改定 (平成元～5年度)
平成　6年　2月		基本計画(第三次総合10か年計画)策定 (平成6～15年度)	実施計画改定 (平成6～10年度)
10年　3月			実施計画改定 (平成10～14年度)
12月	長期計画審議会に現行の基本構想に関する全般的な検討及び内容の適否について諮問		
12年　3月	長期計画審議会答申		
10月	基本構想(第三次)策定 (9/29議決)	基本計画策定 (平成13～22年度)	
13年　3月			実施計画改定 (平成13～17年度)
16年　3月			実施計画改定 (平成16～20年度)
19年　3月			実施計画改定 (平成19～23年度)
21年10月		基本計画策定 (平成22～31年度)	
22年　3月			実施計画改定予定 (平成22～26年度)

用語解説（五十音順）

あ　行

ＩＣＴ（アイ・シー・ティ）

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。日本では「ＩＴ」が言葉として先に普及

アスベスト

天然に産する鉱物で石綿のこと。繊維が極めて細かいため､飛散して人が吸入してしまう恐れがある。以前は、防音材、断熱材、保温材などに使用されたが、現在は、製造、輸入、譲渡、提供、使用が原則禁止

暗きょ

ふたがけした河川、覆いした水路、かんがい・排水等のために地下に設けた溝のこと

エコスクール

環境面に配慮した整備や管理が行われている学校施設、環境に配慮した活動や取組を行っている学校のこと

ＮＰＯ（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法)」に基づく認証を取得し、法人登記した団体をＮＰＯ法人という

延焼遮断帯

大地震による火災の延焼拡大を阻止する機能をもつ道路、河川、鉄道、公園等と、それら沿線の不燃化された建築物で構成された帯状の空間のこと

オープンスペース

都市において、公園、広場、河川等建築物のない空間のこと。防災上の役割を担うほか、良好な都市景観形成、遊びやレクリエーションの場としての役割ももっている

温室効果ガス

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O) のほか、代替フロンのハイドロフルオロカーボン類 (HFCS)、パーフルオロカーボン類 (PFCS)、六フッ化硫黄 (SF_6) の6種類

オンブーズ

ombuds（「代理人・代弁者」という意味のスウェーデン語）に由来する言葉。この言葉を使った機関として、目黒区では、労働・法律の専門家が男女共同参画の視点で人権を守る第三者的機関の男女平等・共同参画オンブーズが設置されている

か　行

介護予防

いつまでも元気で、いきいきと暮らしていくため、要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、要介護状態であってもそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと

化石燃料

大昔に動植物などの遺がいがたい積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成してできた有機物のこと。石油、石炭、天然ガスなどをいう

学校運営協議会

教育委員会が指定する学校に、その学校運営に関して協議をするためにおかれる合議制の機関で、保護者や地域住民などが一定の権限をもって学校運営に参画することができる制度のこと

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産む平均子ども数のことで、合計特殊出生率＝［母の年齢別出生数／ 1月1日現在年齢別女性住民記録人口］の15歳から49歳の合計

コーホート要因法

人口推計方法の一つで、既に生存する人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法

コンピュータウイルス

電子メールやインターネット、フロッピィディスクなどでのデータのやりとりをとおして、コンピュータに侵入する特殊・悪質なプログラムのこと

さ　行

住民参加型公募債

地方債の一種で、自治体の行う公共事業の資金を地域住民から借り入れるもの。特定の建設事業への出資という目的が、住民などの行政参加意識を高めるとされている

しゅんせつ

港湾・河川などの土砂を、水深を深くするためにさらって取り除くこと

情報セキュリティ

管理している情報を正確・完全に保持し、許可された者が必要なときに利用可能な状態に維持するとともに、許可されていない者がアクセスできないことを確実にすること

ショートステイ

高齢者等の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に介護や養育をすることができない場合、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図る場合に、短期間施設に入所して日常生活全般の介護や養育を受けるサービスのこと

小規模多機能型居宅介護

認知症などの高齢者が、利用者の選択によって「通い」を中心に、利用者のその時々の状態に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて受ける介護サービスのこと

食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と、食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組

ジョブコーチ

障害者の職場適応と定着を支援する人および取組のこと。就職のための訓練のほか、職場に入った後も必要な支援を行う

スクラップ・アンド・ビルド

時代の要請に対してこたえられなくなった制度、システム、事業等を改正あるいは廃止し、新しい時代の要請にこたえられるように再構築すること

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない成年者が、不動産・預貯金の財産管理や介護サービス・施設入所の契約締結などの際に、不利益を被らないように保護・支援する仕組み

セーフティネット

「安全網」を意味し、網の目のような支援方策を張りめぐらすことで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、相手の意に反する性的な言動をすること

セットバック

建物の外壁を、道路など敷地境界から後退させて建てること。狭あい道路（建築基準法42条第2項に定められた道路）の場合は、原則として道路の中心線から2メートルの線まで道路の境界線を後退させること

総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体となって運営し、子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢や興味・関心等に応じ、生涯を通じていろいろなスポーツ活動等に親しめるスポーツクラブのこと

た　行

団塊の世代

昭和22年（1947年）～24年（1949年）の、いわゆるベビーブーム時代の3年間に生まれた世代のこと

地域包括ケア

様々な生活課題をもつ人やその家族に対し、住みなれた地域でその人らしい生活を継続することができるよう、様々な地域資源を統合し、包括的に支援すること

地域密着型サービス

地域の実態に合せて区市町村等の保険者の裁量で整備する介護保険サービスで、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護等のこと

地方分権

国が、地方に対する画一的な関与を廃止・縮小したり、国の事務・権限や財源を地方に移したりすることで、地域の特性や実状に応じた地域づくりが実現できるよう行政の仕組みを変えていこうとするもの

デイケア

在宅療養者が、社会復帰・参加を目標に通所により受ける訓練・リハビリテーション等や、そうした取組のこと

鉄道立体交差化

鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで、事業区間内の道路交通の円滑化・踏切事故

の解消と合せ、地域での街づくり推進等を図るもの

電子自治体

情報通信技術を窓口業務や内部事務等に活用し、区民サービスの向上や行政の効率化を実現している自治体のこと。または、その実現を目指す自治体の取組のこと

電子マネー

実際の金銭の代りに、ＩＣカード等に記録された電子データで支払いができる仕組み。ＩＣカードへの入金は駅やコンビニなどでできる

特別支援教育

従来の心身障害教育の対象となる障害に加え、ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含めた障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援による教育のこと

都市計画道路

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路のこと

ドメスティック・バイオレンス

配偶者（事実婚を含む）から受ける暴力で、男性（女性）が女性（男性）に対してふるう身体的、精神的、性的暴力のこと

な　行

認証保育所

多様化する保育ニーズにこたえるために東京都が創設した制度で、大都市の特性に着目した都独自の基準により、一定の条件を満たした認可外の保育施設を東京都が認証したもの

認知症高齢者グループホーム

介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフの支援や機能訓練等のサービスを受けながら５～９人で共同生活する住宅のこと

ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことが通常の人間生活であり、さらに障害をもつ人も地域を基盤としてともに生きていける社会が正常な社会であるとし、この両面をともに実現する社会を目指していくこと

は　行

バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関などのハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくこと

ヒートアイランド現象

都市域で、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルト被覆の増加、自然の土地の被覆減少、さらに冷暖房や自動車などの人工排熱増加などにより、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が近郊に比べて高くなる現象のこと

保水性舗装

内部に保たれた水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装のこと。ヒートアイランド現象の緩和が期待される

ま　行

ミニ開発

一定の大きさの敷地を細分化し、分けた敷地ごとに狭小な住宅等を建設する宅地開発のこと

メールマガジン

電子メールを利用して、特定の読者に向けて定期的に情報を配信するもの。目黒区では、情報発信の強化を目指し平成19年7月からメールマガジンを配信している

メンタルヘルスケア

心や精神面の健康を保持・増進するための考え方および取組のこと。周りの人が心の健康について正しい理解をもつこと、本人が自身のストレスに気付き対処することが重要とされている

や　行

ユスリカ

蚊に似た小さな昆虫であるが、ハエの仲間で吸血性はない。池や川沿いで柱状に群がって飛んでいる虫

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること

ら　行

ライフステージ

人の一生を幼少期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のこと

緑被率

樹木の枝葉や草地等の緑が地表面を被覆している割合のことで、地表面に対する緑で覆われた面積を百分率で示したもの

目黒区基本計画

平成22（2010）年度～平成31（2019）年度

主要印刷物番号
２１－３３

平成22年２月発行

発　行　　目黒区

編　集　　目黒区企画経営部政策企画課

東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

電話（03）5722－9106（直通）

印刷所　　中川精巧印刷株式会社